

平成26年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成26年6月2日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	板垣英明君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	堀口家明君	教育部長	小松塚隆雄君
市民部長	飯田泰寛君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 田谷文子 議員
- (2) 岡崎勉 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 田谷文子 議員
- (2) 岡崎 勉 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	田谷文子	1. 定住人口を増やすための施策について
		2. 土浦・つくばの合併の勉強会のオブザーバー参加の意義と実態について
(2)	岡崎 勉	1. 新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市が離脱することによって目の前に迫る「ごみ有料化問題」について
(3)	佐藤文雄	1. 教育行政について
		2. 下土田の残土問題について（農地転用について）
		3. 総合的な子育て支援について
		4. 国民健康保険について
		5. 固定資産税課税のあり方について（行き止まり道路）
		6. 福祉行政について（特に高齢者福祉対策について）
		7. 水道事業について（ムダな水開発事業の中止を）

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただまの出席議員数は、13名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成26年第2回定例会におきまして、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

日本の経済動向も、アベノミクスの効果もあり、円安が継続していることもあって、輸出産業に一部下振れ懸念がささやかれる場面もありますが、大分上向いてまいりました。皆様方お待ちかねのことしの夏のボーナスは、6年ぶりに平均支給額が13年夏比より5.92%増の80万台に回復した様子でございます。4月の有効求人倍率も1.08と上がって、2020年の東京オリンピック、パラリンピックも追い風に、ますますよくなっていくものと思いますし、また、よくなってほしいと願うところでもあります。

さて、宮嶋市政も残すところ1カ月余りとなり、選挙戦真ただ中、熱を帯びてまいっているところと思われます。宮嶋市長も2期目に向けての力強い決意をした折ですし、市民のための確かな道筋をつけ、次世代への市政改革をさらに加速し、全力前進し、市民の皆様方に将来に向けての大きな希望が持てるかすみがうら市にしてほしい、絶対後戻りのない市政になってほしいと願うものです。

前回の私の質問に対して、市長の答弁の中に、まだ種をまいた段階で、これから大切に育て花を咲かせなければならない重要な施策、やり残した各種施策、新たに取り組む必要がある課題などがあり、まだまだ改革途上でございます。これらに引き続き取り組んでいきますと述べられておりました。

関東ブロックの住みよさランキングも、宮嶋市長就任以来、驚異的に高まってきており、頼もしい限りでございます。宮嶋光昭後援会が掲げております掲示用ポスターが配送されました。その中の4大改革のトップに、県内一子育てしやすいまちへ、学校給食、保育料、中学生以下の医療費の完全無料化など、子育て支援をさらに強化し、県内一子育てしやすいまちを実現します。人口減少による過疎化は絶対にストップさせましようとなりました。私も全く同感であります。

私は、常々一般質問の折にも、何度か話題にし、質問をさせていただいております子育て支援対策ですが、とりわけ若者が結婚や出産、子育てをしやすい環境づくりに取り組んでいくことが一番ですし、それによって定住人口がふえてかすみがうら市がより活発で発展していくことが一番の課題だと思っておるわけです。今が焦眉の急のときです。毎日のように新聞紙上、報道を通じてにぎわっております14歳以下の子どもの数は、33年連続減少の一途をたどっていること、大見出しで報じております。政府や地方自治体が少子化対策を掲げても一向に歯どめがかからない実態が浮き彫りになっております。ましてや20代から30代の子どもを産んで育てられる女性が地方から大都市への人口流出のスピードが速く、2040年には消滅可能性都市は全体の49.8%にも及

ぶこととなります。かすみがうら市も、何もせずそのまま放置しておくと、44.5%減となるとの試算が発表されました。日本の人口は、このままでいきますと、60年には約8600万人まで減少する見通しとの試算もあり、それは関東一円の人口がそっくり空っぽになることになってしまうわけでございます。集中的に対策を進め、人口減少に歯どめをかけるしかありません。

政府も、高齢者に手厚い配分を現役の子育て世代に移し、経済・社会改革を進められるかが課題になっておる様子が新聞紙上で大きく報道されました。まさしく宮嶋市長が老から若のキャッチフレーズどおりのことが今動き始めました。政府が、安倍政権が人口維持の明確な目標を打ち出すのは今回が初めてであります。50年に1億人維持に向けて、中長期の国家目標を設けることも明らかになっております。

そこで1点目、伺います。

定住人口をふやすための施策についてであります。

先ほども述べましたが、県内一子育てしやすいまちにするために、これからの行財政改革によってより若い層が住みやすいまちにするため、魅力ある地域にしなければなりません、その対策をどうお考えになっているのかお伺いいたします。

次に、市民参画構想についてであります。神立駅周辺の開発も徐々に軌道に乗っておる様子ですが、私は、その広場を利用して商工会と提携し、いろいろな団体を通して新しいイベントを企画するのが一つの方法かなと考えますが、市長の考え方はいかがでございますか、お伺いいたします。

また、もう一方は、当市の財源につながるような、かすみがうら市にお金を落としていってもらえるような文化施設の建設等も時間をかけて考慮していただきたいと思います。それは、敬老会や成人式も、旧霞ヶ浦町、旧千代田町が堂々と一緒にできるような大きな施設、例えば小川町の文化会館のように、不便なところでもプロ歌手による歌謡ショーなどもでき、まちに人を呼び込むことがより活性化につながることはないかと思うわけです。ましてや神立駅の近くに建設することにより、利便性の面からも、かすみがうら市においても一番人口が密集している場所でもあり、旧霞ヶ浦町からも旧千代田町からも等距離にあり、真ん中にあることも大事な立地条件になると思うからです。

2点目として、市長がいつも言っている市独自の市民参加による協働の力によって、広く市民の知恵や活力をもっともっと引き出し、発信力を高め、魅力あるかすみがうら市の姿をアピールしなければならないと考えております。その方策についてお伺いいたします。

3点目として、お金には限界があり、1つの自治体では解決できないものがあるかと思えます。そこで、自治体の財政では手の届かない問題もありますので、広域的に連携して筑波山と霞ヶ浦がより人が集うのに魅力ある地域にしなければならないと考えるわけです。その対策についてお伺いいたします。

次に、土浦・つくばの合併の勉強会のオブザーバー参加の意義と実態についてお伺いいたします。

宮嶋市長の四大改革の中に、県南中核都市実現を積極推進して政令指定都市を視野に、つくば、土浦を中心とした県南中核都市構想への積極的参加に参加していきます。高い自治能力を持った国内有数の住みよい都市づくりは、決して夢ではありません。まちの可能性を広げましょうと心

強いメッセージが掲載されておりました。つくば・土浦の合併の勉強会の設置については、橋本知事も大歓迎で、それにより水戸市を中心とした合併も機運が盛り上がってきている様子でもあります。いずれ両市を中心とした人口50万程度の都市を形成するとしての動きが出てくれば良いと、そう語っておられました。

そこで伺います。

かすみがうら市など合併に向けての温度差が違う市と一緒にオブザーバー参加するかすみがうら市のメリット、デメリットについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、定住人口をふやすための施策についてお答えいたします。

最初に1番、若い世代の定住化対策についてお答えいたします。

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成60年には1億人を下回ると推計されております。先日の新聞報道などで既にご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、有識者らでつくる民間研究機関、日本創成会議、増田寛也元総務相の座長であります、の発表によりますと、2040年度までに全国の計896自治体で20歳から39歳の女性が半減し、このうち523自治体は人口が1万人未満となり、こうした自治体は人口を保てず、消滅するおそれがあるというショッキングな報道があったところです。

この対策としましては、日本創生会議は、人口増加に向けた政策に早く取り組めば取り組むほど効果は上がるとし、事態への対応を先延ばししないことこそが重要であるとの見解を示しました。

本市におきましても、若い世代を初めとする人口増加を確実に定着させ、小さいお子さんや子育て世代の方々など、未来を担う若い世代のエネルギーに満ちあふれ、魅力的で個性豊かなまちづくりを目指しているところであります。

限られた予算の範囲内ではありますが、子育て支援といたしまして、若い世代の方々が、特に女性が安心して子どもを産み育てることができる環境整備のほか、給食費の実質的無料化など各種施策を進め、定住促進施策や男女共同参画などを通して、今後とも若い世代をはじめ全ての市民が快適な暮らしの実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次に2番、市民参加による協働のまちづくりと魅力あるかすみがうら市のアピールについてであります。

平成19年3月に策定しましたかすみがうら市総合計画において、まちづくりの基本的な考え方の一つに、市民と行政による協働のまちづくりを掲げています。これからの市政運営に当たっては、市民一人一人がまちづくりの担い手としてともに考え、市民が参画する団体、企業、行政等

がともに力を合わせて行動し、市民参加による協働のまちづくりが欠かせません。

そこで本市は、市民団体や特定非営利活動法人の創意と工夫にあふれた自主的かつ主体的なまちづくり活動を積極的に支援するため、本年4月から補助金を交付する事業を行っているところでございます。また、かすみがうら市をより魅力あるものにしていくこととしましては、霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎を舞台に、10月に開催を予定しています自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」など、本市にしかない魅力をより積極的に全国的に情報を発信してまいります。

次に3番、広域的に連携し、人が集う魅力ある地域についてお答えいたします。

本市と筑波山周辺の自治体は、魅力ある霞ヶ浦を初め筑波山周辺地域に県内外から訪れる観光客を誘致し、交流人口の拡大と地域の活性化を図り、魅力ある地域を目指しているところであります。また、土浦市、つくば市などとともに、筑波山地域ジオパーク推進協議会を組織し、筑波山地域の日本ジオパーク認定に向け、一丸となって活動しているところであります。

筑波山地域が日本ジオパークに認定されることにより、首都圏との近接性といった筑波山地域の強みを生かした観光との連携、また、地域や研究機関との連携によって、他の地域にはないような付加価値の創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

広域的な連携につきましては、近隣周辺自治体と観光分野の連携ばかりでなく、住民サービス向上のための広域的な連携についても検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、土浦市・つくば市の合併研究会についてお答えいたします。

本市の広域連携に向けた取り組みは、市町村合併に向けたものと必ずしも一致するとはしておりませんが、近隣においての核となるであろう土浦市、つくば市の勉強会への参加は、2市の実態を把握できる点、そして引き続き市民の皆様が安心して生活できる基盤を確保、維持していくためにも、メリットは十分にあると考えます。さらに、特色ある地域づくりを進めていく上で、本市を含めた4市での参加は、意義のあるものであると考えております。

ご質問にありますデメリットについてですが、本市を含めた4市については、基本的に発言をしないという形としてのオブザーバーとなっております。また、連携に向けた土俵に立っているわけではありませんので、今後の発展に期待するという段階ですが、特にオブザーバーとしての参加がデメリットであるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

市長さんの行財政改革がますます進んで、そして給食費の無料化、保育料、中学生以下の医療費の無料化の完全無料化等、より進んでいけたら、若い層がかすみがうら市に定着していくのじゃないかなと思っているところです。

この間、小中統廃合のことで私がお近所からちょっとお伺いしますと、その統廃合が今回、千代田地区の場合は休会となって足踏みをしている状態なもので、そうしたら、その若いお母さんは、つくば市から、本来であったらかすみがうら市に移住したいと、親のもとから学校に通わせ

たいと思っている矢先に統廃合が休会になって、小さい学校では不安だしということをおっしゃられたことも、市長さんにはちょっと頭の隅に置いていただいて、ますます統廃合が文字どおり進展しますようお願いしたいなと思っているところです。

この秋にも小中学校の統廃合がまた問題化されているようなこともちょっと報道によりお聞きしているところですので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、市長さんのこの、私の質問がちょっととんちんかんなところもあるかなとは思いますが、やっぱり敬老会とか成人式とか、一気にできるような、そういう施設もいずれは考えるようなことは考慮にありますか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

成人式とか、あるいは敬老会とかが一堂にできる施設ということではありますが、今、成人式は1カ所でやっておりますね。敬老会が従来は2カ所でやっておったんですが、今年度は多分、1カ所でやる方向で今進めている、準備しているのではないかというふうに考えております。

今、千代田地区の講堂がありますので、旧霞ヶ浦地区には、かつて町民センターですか、あったんですが、老朽化のため壊してしまいました。その後、霞ヶ浦地区には町民センターとしての大きいものはありませんが、当面、千代田地区の講堂をフル活用していくことによって対応してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

確かに箱物がいろいろな弊害を持ってきていたりもしますので、長い間にはそういうふうな小川の文化会館みたいなものも、金を生み出していいのかなと思ったりもしていますので、その辺も考えに入れておいてほしいなと思うところです。

それから、筑波山のジオパークの認定のことですけれども、やはり筑波山とかすみがうらが連携し合って、そしてつくば市に大きな会議が持たれたりすると、宿泊はかすみがうら市でしたいよというような、そういう環境づくりにもなるのかなと思って、私は常々考えておりますので、その辺もいずれ考慮に入れてほしいなと思っておるところでございます。

3点目のかすみがうら市の合併に向けてのメリット、デメリットの話ですけれども、やはりオブザーバーとしての参加をしているわけですが、オブザーバーとして参加している、その実態を、どういう雰囲気なのかなというもお聞きしたいなと思うんですけれども、それは担当部長さんにお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

合併のほうの研究会につきましては、一応担当部署としましては、企画を担当しているところの課長とかで参加しております。ただ、市長の答弁にもございましたが、発言等はまだまだできない、聞いているだけと、土浦市さんとつくば市さんがやっているのを聞いているといった段階で、ま

だ発言をするには至っておりません。そういったところでご了解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今回ちょっと漠然とした質問が多かったかなと思っておるところですけれども、宮嶋市長の改革が絶対に後戻りしない、きっちりとした市民の皆様のための市政が推進できることを切に願ひまして、必ずや大きな花となり、確実に大きな実を結ぶことを確信して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

おはようございます。

平成26年第2回定例会通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大変重要なことでございますので、この1点に絞って質問させていただきます。

新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市が離脱することによって目の前に迫る「ごみ有料化問題」について質問いたします。

これまでかすみがうら市は、隣接する土浦市や石岡市との広域行政を重視し、行政運営を行ってまいりました。その1つとして、ごみ処理事業などの共同処理があったからであります。限られた財源で市民に最大限のサービスをするためには、広域事業はなくてはならない事業であります。土浦市と石岡市も、お互いの信頼関係の中、かすみがうら市との協調を大切にし、ごみ処理の広域行政に協力していただいております。

それが宮嶋市長になってからはどうでしょうか。土浦市に対しては、合併問題では摩擦を起し、石岡市には斎場や五輪堂橋で摩擦を起し、お互いの信頼は不信感へと変化してまいりました。そのような中で、今後老朽化に伴うごみ処理施設の更新では、新治地方広域事務組合から土浦市と石岡市が離脱する方向で検討されているようであります。

さて、本市のごみ処理は、現在の施設、平成7年4月に共同開始した新治地方広域事務組合環境クリーンセンターで処理を行っております。しかし、共同開始してからことしで19年が経過をしております。一般的な耐用年数を25年とした場合は、残存寿命は約6年であります。つまり平成32年には施設の寿命を迎えることになるわけでありまして。このためこれらの対応を早期に検討する必要があるということは、言うまでもありません。

現在、かすみがうら市、土浦市、石岡市の3市により、平成31年度末、平成32年3月31日までは本市の全域、石岡市の八郷地区、土浦市の新治地区で共同処理を実施している状況であります。

土浦市の状況はどのようになっているかという点、土浦市は既に現在の施設の長寿命化計画をスタートさせており、そのため長寿命化工事の完了後は新治地区のごみも処理できるようになる

との計画であります。つまり土浦市は、当組合の協定期間である平成31年度終了時には、新治地方広域事務組合から離脱することが確実視されております。

次に、石岡の状況であります。石岡市は平成18年7月から、循環型社会形成推進検討会において、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市の4市町で検討を進めておりましたが、今後はかすみがうら市を除いた3市で新たなごみ処理施設を建設し、共同処理していく方針であると聞いております。よって、土浦市同様に共同協定期間である平成31年度終了時には、新治地方広域事務組合から脱退することが確実であると判断されるわけであります。

かすみがうら市はどうかといいますと、石岡市、小美玉市、茨城町との検討会に以前から参加していたのですが、平成25年12月26日開催の検討会において、宮嶋市長が共同処理には参加しない旨を発言したことから、その協議会から離脱してしまい、孤立してしまっている状況であるわけであります。

仮にかすみがうら市が単独になった場合、現在の環境クリーンセンターは施設の的に過大であります。この施設を単独で運営管理していくことは、財政的負担ははかり知れないものがあります。さらには、施設の耐用年数が訪れるころには、近隣の施設はどれも更新が完了して、耐用年数の中期であり、更新のタイミングが合わないため、広域化もできず、かすみがうら市のごみ処理機能が失われてしまう可能性があります。

そのときになってかすみがうら市が単独で新ごみ処理施設を建設しようとした場合、この建設費は約44億円にも達します。石岡市、小美玉市、茨城町との4市町により共同処理の場合は、負担すべき建設費用の額約16億円と比較した場合、28億円もの財政出費になります。これを考えても、行政改革からはほど遠い状況であります。

では、なぜこのように44億になってしまうのかであります。石岡市、小美玉市、茨城町との共同処理の場合、国の補助制度である循環型社会形成推進交付金が対象となり、50%の補助が受けられますが、かすみがうら市が単独では、この基準は人口基準が満たないため、対象外となり、約44億円の全額を単独で負担しなくてはならないこととなります。それだけではなく、共同で処理する場合の運営管理費は、その処理人口の割合に応じて構成する自治体が負担をするわけであり、単独の場合は、これを全額負担しなくてはなりません。年間の運営費は現在よりも約5500万円以上余計にかかる試算となるわけであり、これは大変深刻な事態になります。

そこでお伺いしますが、1点目、現在本市が把握している土浦、石岡市の今後のごみ処理の動向について、確認の意味で説明を願います。

2点目として、かねてより石岡市、小美玉市、茨城町と本市においてごみの広域処理を検討してきた検討会から離脱を、市長独自の判断で表明してしまったわけであり、どのような理由で離脱を表明したのか、市長にお伺いします。

次に、3点目として、なぜ議会へも、市民へも自分の考えを知らせないのか。いつも情報発信している宮嶋市長が、なぜこの案件に限って発表しないのかお伺いします。

4点目としては、市長は、将来かすみがうら市のごみ処理計画をどのように考えているのか説明をお願いします。

5点目、かすみがうら市単独でのごみ処理施設を整備するとしても、補助対象にならないため、その財源をどのように捻出するつもりなのか。また、単独で運営することにより財政負担が増加

するが、その運営費用の金額は幾らくらいになるのか。また、その財源をどのように捻出する考えなのか、市長にお伺いいたします。

以上5点について、第1回目の質問とします。明確な答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

岡崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、今後のごみ処理の動向については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番から5番、検討会からの離脱、情報発信、将来のごみ処理計画などの質問にお答えいたします。

平成25年12月26日に行われました第1回ごみ処理広域化首長意見交換会におきまして、石岡市、小美玉市、茨城町とのごみ処理広域化計画に参加しない旨をお伝えいたしました。参加をしない理由といたしましては、平成23年にこの枠組みから土浦市が正式に離脱した時点で、かすみがうら市としては、県南地区での広域合併を視野に入れ、土浦市と同一歩調をとりたいと考えており、このまま検討会に参加しては、石岡市、小美玉市、茨城町にご迷惑をかけることになるということから、今回参加しない旨をお伝えした次第でございます。

なぜこの件に関して情報発信をしないのかということですが、これまでの会議につきましては、あくまでも検討会であったことから、ごみ処理計画の決定や処理場の位置を決定した会議ではないことから、他市町の状況も鑑み、情報発信を行わなかった次第でございます。

今後のかすみがうら市のごみ処理計画につきましては、今後、土浦市と協議を進めたいと考えており、単独でのごみ処理施設の整備は、現状では考えておりませんが、今後は、私の政策でもある、民間にできることは民間を活用した委託等も視野に入れて、新しい廃棄物エネルギーの考え方なども出されているようでありますから、多方面から慎重に計画策定を行いたいと考えております。

また、現在のところ、ごみ処理を有料化する予定がありませんが、今後、広域連携を組む市町村の状況により、ごみ処理計画にあわせ、有料化の検討が必要であると思われま。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目1番、現在本市が把握している土浦市、石岡市の今後のごみ処理の動向についての質問にお答えいたします。

平成21年12月28日の新治地方広域事務組合事務事業に関する協定では、環境クリーンセンターの運営について、平成22年度以降の10年間の平成31年度まで、土浦市、石岡市、かすみがうら市

が引き続き継続してごみ処理事務の運営を行うこととしています。しかし、協定の内容には、各市の情勢及び地域計画等の変化によって、協定期間満了前に脱退等の必要が生じた場合には、構成市において協議するとのただし書きもございます。

土浦市では、既存のごみ処理施設の延命改修工事に今年度着手する予定となっており、石岡市におきましては、小美玉市、茨城町と広域処理の検討を行っている現状となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

仮の話ですけれども、土浦市と石岡市が離脱して単独で施設を運営する場合、毎年かすみがうら市で負担するごみ処理の費用は大変多額になると思います。当然広域処理の検討から離脱の表明をしたのですから、当然その負担額を試算しているはずですから、その額を担当部長から説明を願います。特に金額については、整備費用と、毎年運営費を広域処理した場合と単独処理した場合の比較を、交付税、補助金の推計も含めて説明を願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

具体的に単独で運営するとか、積極的に単独を推進するようなことはないとは思いますが、もし単独で現在の施設を運営した場合の年間の経費と、また、かすみがうら市が単独でクリーンセンターを整備した場合の建築費はどのくらいとかというご質問だと思います。

まず、新治地方広域事務組合に依頼し、現在の当センターの施設等をもとに案分していただいたものがありますので、これによってお答えいたします。また、当組合は、クリーンセンターと隣接する老人福祉センターを当市と土浦市、石岡市の構成によって、新治地方広域事務組合として運営しておりますので、単独となった場合ということは、両施設を単独で運営することで考えております。あくまでも案分でありますので、概略的なものをご理解をいただきたいと思っております。

当組合の経費は、平成24年度実績で約6億2900万円の規模であり、これに対して市の負担は約2億4800万となっております。ただ、この施設をかすみがうら市が仮に単独運営するということは、施設の運営経費、また修繕料全部をかすみがうら市が負担することとなるわけであり、現実的にごみの処理量は減少いたしますが、ごみ量に関係なく発生する経費、修繕費は削減できないものであり、処理単価等は割高になっていくものと思われ、特に修繕費に関しましては高額であり、修繕範囲の拡大とともに年々増加する傾向があるとのことでございます。

以上の点から、単独運営には、概略でおおよそ4億円が年間必要となるということでございます。これは平成24年度の実績の負担金2億4800万円に比べますとかなりの増額となります。そして、この単独運営経費のおよそ4億円のうちでございますけれども、収入と見込めますのがごみ処理手数料と資源物売り渡し等の収入がございます。これが合わせて約1億弱と見込まれますので、差し引きましても3億円以上の実経費の負担となると思われ、

次に、かすみがうら市で単独で新しい施設を更新する場合ということでございますけれども、

想定される施設の1日当たりの処理量は約46トン程度で、処理能力1トン当たりの建設単価は9500万といたしますと、建設費は約44億円ということになります。

また、かすみがうら市で単独の建設を行いますと、循環型社会形成推進交付金の対象条件であります人口5万人以上、または計画地域の面積400キロ平方メートルの要件を満たすことができませんので、交付金を受けられないものであり、コストパフォーマンスは悪く、現実的ではないと判断されております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

広域処理した場合の、その金額は出ていないんですか。建設費及びそういうものについては。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

広域処理ということで、かすみがうら市、石岡、小美玉、茨城町というような形の広域処理でよろしいでしょうか。それにつきまして、施設規模が日当たり約230トンということでございます。また、建設費は138億円ということでございます。その中で、かすみがうら市における負担金は、均等割とか人口割とかがあると思えますけれども、約16億円ということでございます。これは2分の1の交付金を受けた後の負担金ということで、約16億円ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

第3回目の質問として、4回目ですか。先ほど申し上げましたとおり、土浦と石岡は平成31年度の協定期間の満了をもって、新治地方広域事務組合から脱退することがほぼ確実なわけでありまして。そして、土浦市は単独でのごみ処理を、そして石岡市、小美玉市、茨城町は広域処理で進めております。つまりかすみがうら市は、宮嶋市長の単独により孤立してしまったわけでありまして。したがって、今のところかすみがうら市に残された道は、単独で現在あるごみ処理を運営していくしかないわけでありまして。

そして、平成32年度以降は、施設の老朽化により、必要となる整備費用約44億円を単独で負担しなければならないことになるわけでありまして。この判断は4市町で整備した場合にかすみがうら市が負担する予定であった約16億円と比較した場合、市に28億円もの損害を与えることとなります。さらには、施設の運営費についても、現在の負担額よりも約5000万円程度余計に支出することが必要となるわけでありまして。この両方合わせた市の損害ははかり知れないものがあります。石岡市と当市を含む4市町の検討会から離脱については、我々議会は全然そのような報告も相談も受けておらず、市民もそのようなことは夢にも思っていなかったわけでありまして。

そこでお伺いしますが、市民や議会にも一切説明することなく、石岡、小美玉、茨城町の検討会から離脱の表明をしたこと責任について、市長はどのように説明するのか、市長の答弁を求

めます。

あわせて、市長は、石岡と当市等を含む4市町の検討会から離脱表明に当たって、どのような順序を踏んで相手方に伝えたのか、その2点、お伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、土浦市がまずこの茨城町から土浦市までの間の5市の検討会に参加しないよということになったわけでありまして。当然かすみがうら市も土浦市と同一歩調で、その後、一緒にやらないよということになったわけでありまして。

それは検討会でありますから、今後どういうふうにしていくかということの大まかな検討会ありますから、正式に協定を結んで話し合いが始まったわけでも何でもありませんし、いずれにしてもかすみがうら市は県南を向いていると、そういうことで私は抜けたわけでありまして。抜けたというか、その検討会から抜けたということでありまして。

いずれにしてもこの5つの市町で1つの施設を持つということ是不効率であることは確かだと思います。というのは、建設費はもしかしたら大きいことはいいことで安くできるかもしれないけれども、それだけ運搬距離がかかるわけですよ。茨城町から土浦から1カ所へ集めるということは、これは運搬距離がかさみますから、当然不便になるし、建設コストは安くても、運搬距離で今度、運営でかかっていってしまうと。そういう非常に不効率になります。

そういうことから、土浦市は独自に向け検討、自分でとりあえず対応しようと。将来的にどういうふうにしていくかというのは、先に考えましょうということで、とりあえず長寿命化をします。その事情なんです、土浦市の施設というのは平成4年にできています。かすみがうら市の施設は平成7年にできています。土浦市の施設よりかすみがうら市の施設は新しいわけですね、3年新しいわけです。土浦市の施設は、今、長寿命化で、平成48年まで長寿命化を図るということでありまして。かすみがうら市はそれより3年新しいですから、まだ長寿命化の実施はしておりませんが、土浦市は来年から、平成27年から長寿命化の工事が始まると。かすみがうら市はまだ長寿命化の工事はやっておりません。

もし長寿命化をやる場合は、今後検討していくことになると思いますが、いずれにしましても、今焦っているのは、この関連する5つの町の中では茨城町が焦っているんですね。というのは、茨城町の施設はもう相当傷んでいますから、茨城町が早くやりたい、早くやりたいと言っているわけです。かすみがうら市はそんなに慌てる必要がないわけです、一番慌てる必要がない、ゆっくり考えればいい話です。ましてやことし市長選ですから、市長選でも終わって新しい市長が考えればいいことで、まだ少なくとも、何ですか、平成7年だから、丸30年としても平成30年まではもつわけですから、今すぐ考えなくてはならないということではないと思います。ですから、新しい市長が新しい方針でやればいい話で、とりあえず茨城町に迷惑をかけるということを防ぐということで、検討会から離脱したと。

今後についてですが、今、私が当選もしないのにおこがましくも今後についてどうあるべきかなんていうことを話す筋ではないと思いますが、再選された暁には、きちんとした計画をつくっていきたく。そういう意味で、民営化も含めた、もしかすみがうら市、県南との広域合併もな

しに、ずっとかすみがうら市が単独でいくということに結果的になるのであれば、これは何らかの対応をとらなくてはならないと思うんですが、それは当選してからの話だろうと思います。そういうことでご理解をいただきたいと思います。時間は十分あるよと。

土浦市の施設でさえ48年なんですから、かすみがうら市は五十何年までもつわけです。まして土浦市と石岡市が脱退することが決まっているみたいなことをおっしゃっていますけれども、これは勝手にそういうことはできません。こっちが都合悪いような形で、土浦市と石岡が、はい、さようならというわけにいきません。例えばかすみがうら市は、今、石岡斎場で一緒にやっていますが、かすみがうら市はこれ単独でやったほうがいいのか、もうかすみがうら市で単独でつくってしまって、火葬場をですよ、それで土浦市、石岡市と小美玉に、はい、さようならと言って、これはそんなことはできません。

石岡斎場については、これはいいですよ、もともと入っていないんだから。入っていないんだからいいわけですよ。だから、解体費も石岡と小美玉でやるわけですよ。最後に、30年でも40年でもたったらやるわけですよ。じゃ、新治広域の解体費用については、当然これは最後まで責任は持つわけですよ、石岡と新治は、例えば31年になって、はい、さようならと言って、後で、何かかすみがうら市がみんなで作ったものを解体、全部かすみがうら市が持つなんていうことはあり得ません。これはきちんとそのときに話をすればいいんです。その後の新治広域の、新治広域は、要するに3市でやっているわけですから、かすみがうら市が1人で抜けるとか、あと、石岡と土浦でやってくれよと、かすみがうら市は抜けるよと、これもあり得ない話ですよ。これもあり得ない話。同じように石岡市が何の後の手当てもしないで抜けてしまうとか、土浦市が何の手当てもしないで抜けてしまうというのは、もう空想に等しいと。そんなことはあり得ません。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

今、市長が言ったように、まずこの確認しますけれども、自分の独断でその検討会から離脱したということは間違いないですよ、それは。

そう考えますけれども、その31年、平成32年3月31日までですけども、そのときに例えば広域をやろうとしても、その前にもう検討会を開いて十分その国、あるいは処理人口に基づいて検討しているんですから、その後はどうするのかなど。例えば31年度以降の長寿命化建設でも工事でもやればまた別ですけども、その間、もう既に23年に今話があったように、土浦市は離脱して既に新治の地区のごみも処理する。そのときに、じゃ、かすみがうら市も処理できるかという、もうその計画が進んでいますから、それはできないと思います。その32年になったときに、この茨城町、あるいは小美玉、石岡市がやった場合は、そこには入れません。その場合は、どうしても単独でやるしかないんじゃないですかね。その辺はどうなんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選択肢はいろいろあると、まだ今の時点では選択肢はいろいろあるということです。それは、土浦市が長寿命化は27年、1年で終わってしまうわけでもありませんし、31年度までかかるわけ

です、長寿命化の工事だけでも。ですから、今、土浦市に対してはいろんな働きかけを行っております、広域合併の話、それから消防の一緒にやる話とか、あるいはごみ処理についても、そういう話も持っていかなくてはならないと思っています。しかし、まだその時期ではないでしょうと、ごみ処理に関しては、消防なんかは本当は急ぐんですが。そういうトータルの話で私は、再選されれば新たにしっかりと話をしていきたいと、こういうふうに思っております。

今、目先、単独で長寿命化を図るとか、そういうことは考えておりません。場合によったら長寿命化も視野に入ります。あるいは、今ちょっと話は飛躍しますけれども、ごみ処理に関しては大きいことはいいことだというのは必ずしも言えません。そして、エネルギーの電力ですね、電力のいろんな自然エネルギーの利用の中から、今、ごみ処理に関しては新技術がどんどん出てきています。国内の情報なんかによりまして、もう民間で発電しながらごみ処理までやってしまうというような計画も、もう既に出てきております。ただ、実施されているところはまだありません。だから、ごみ処理が目的じゃなくて、発電が目的で副次的にごみ処理をやってしまうと、そういうケースが今もう既に計画段階に入っています。

ですから、今までの考え方というのは、ごみ処理をやって、それをごみ処理だけでは熱が出るから、もったいないから電力を起こしましょうとって発電して電力を売るのが守谷にある施設ですが、一応あれができたものでは最先端みたいになっていますけれども、さらに新しい技術では、もう発電目的で、ごみは副次的に処理してしまうなんていう、しかも大型施設じゃなくて、ごみを持ってくるのはなるべく小さいところ、小さい範囲のほうがいいわけですから。処理施設へ持っていくのは、もう10キロも20キロよりは、なるべく5キロなら5キロの小さい範囲から持って行って、そういうのを幾つもつくればいいわけです。

だから、小規模の施設をうんとつくるというやり方も、今は視野に入ってきていますよと。そういう新技術もできていますから、そんなに慌てることはないと思います。この発電事業が話題になってから、そういう新事業が、新しい新技術がどんどん開発されています。そういった意味から、私は、このことについては慌てる必要がないと、そういうふうに思っています。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

慌てることはないということでありましてけれども、今言ったように、処理計画というのは、やっぱり5年前、あるいは3年前から計画しなくてはならないわけでありましてよ。人口の増減もあります。ですから、もう計画に入ったら、その後変えるというのはなかなか難しいと思うんです、そこへかすみがうら市が入るということは。だから、今、小さいところでやる、あるいは大きくなるという、それはもう今の補助対象は、CO₂の削減によってパーセントも決まってくるから、ですから、大きければ大きいほどそのCO₂削減というのは多くなるわけですよ。そうすると補助金も多くなるというようなこともありますよ。

ですから、市長が言うように、そのときになって考えると、例えばごみの場合、そのときになって考えて計画したときに、決まった焼却処理能力に合わせてまた大きくしようということは、これはちょっと無理だと思うんですよ。

最後になりますけれども、市長が最初に答弁したように、県南地区でこういう合併を視野に入

れて土浦と歩調を合わせるというように考えているというようなことをおっしゃっていましたが、今言ったように、処理人口、それから処理施設が、その人口によって整備、あるいは1日の処理能力、トン数が決まってそれぞれ許可されるということはわかっていると思うんですね。最初からその計画に入っていなければ、当然かすみがうら市の人口分のごみは、幾らどう言ったって土浦市でもその処理はできないというふうに考えます。

それから、例えば31年度で終わって、ほかは離脱して、32年からもう既に石岡、小美玉で新しい施設でやるといった場合には、当然、たとえ、それは議会の議決も必要でしょうけれども、処理するには、今ある施設を延命化か何かするしかないというふうに私は思います。ですから、それをやる場合には、だから、最初に計画がなかったら、それを2年もつ、3年もつ、何年もつかわかりませんが、その費用については、今申し上げましたように、その管理費でも5000万以上もふえるし、修繕費も金がかかるわけでありますから、その財源をどこから捻出するかわかりませんが、そういうふうになるわけですね。

それから、土浦市では、例えば今、32年から新しい施設になるとすれば、それから約18年、今言ったように48年度、49年にならなければ新しく施設は建てられないわけですから、幾らかすみがうら市が仮に合併したとしても、土浦市には、そういう処理は入れないと思うんですけれども、その辺どうなのか。

あるいは、民間の問題もありますけれども、今現在茨城県でも民間というのは何カ所かありますけれども、それは4万人のごみを処理できる能力のある民間というのは今ないと思います。その後、市長が計画されるのかされないかわかりませんが、でも、今の段階ではなかなかそういう自治体はないですから、民間は金にならないからやらないということです。その辺は市長としてはどう考えるのか、もう1回お願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何度も申しますが、新治広域の機械は、この近辺では一番新しいんです。新治広域より3年前の機械が48年までもつと言っているわけですから、長寿命化すれば、修繕してですよ、修繕して48年までもつ。だから、まだかすみがうら市は、まずは新市長になってから修繕するかどうかをやればいいんであって、まだそれにしたって三、四年あるわけですから、修繕が始まるまでに三、四年あるわけですから。

だから、新治広域の長寿命化を図る場合でさえが、まだ三、四年あるわけです。いわゆる長寿命化を図らなくても、平成37年で丸30年なんです。平成37年で丸30年なんです。平成31年というのは、私の再々選されないと、私、31年にならないですから、だから、再選されたら考えようと言っているんですから、それで私は十分だと思うんですけれども、そんなに……。それで、1回決まったら変更しないなんていうことも、これも今の技術進歩の革新の時代ですから、いわゆる小規模分散型というごみ処理の方式もあるわけです。それが今模索されつつあるんです、国内で、新技術として。発電をメインにして。

だから、そういう今、技術的にもすごい変わり目の時代に、何も慌てて新しい施設、新しい施設と、石岡、小美玉に、あるいは茨城町に合わせる必要はないんじゃないかというのが今回の判

断です。土浦だって延命しているんです。新治広域も延命する。それでお互いに延命した中で、広域合併も踏まえて考えていけばいい話で、そのときに、じゃ、もう平成40年ごろになって土浦と新治広域のやつを一緒にしましょうよとか、それで十分間に合う話を、今降って湧いたように話をすること自体が私はおかしいんじゃないかと。しかもまだ選挙、あと1カ月で選挙になるんですよ。9月になってからのほうがいいと思いますけれども、こんな質問は。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

大変、市長の、新技術があって新しい施設ができるということでありましてけれども、我々が今までやってきた中では、確かに基本計画をつくってそれぞれ処理人口を見て、人口増減を図って施設をつくってきたんですけれども、あるいは、そのCO₂の削減というようなことで、いろいろ加味してつくったんですが。

最後になりますけれども、答弁のされた全体から予測すると、石岡、小美玉、茨城町との広域からは独断で脱退したけれども、最後は土浦市と合併すれば解消されると予測していたけれども、今のつくば市、あるいは土浦のオブザーバーで全く予定が狂ってしまったというのではないかなというふうに思います。それから、今話がありましたように、その後は、私は市長でないから、その後の人が解決すればいいと、ひょっとしたらそういうふうに考えているのかなと今も聞きましたけれども、そう疑いたくなります。

このままでいけば、もう宮嶋市長に残された道は、かすみがうら市単独処理の方法だけだというふうに私は思います。単独処理となった場合は、整備費用の約28億円プラス毎年5000万円以上の増額支出、損害を市民に与えることが一目瞭然なわけでありまして。このような状況を聞くに至っては、我々も市民の皆様も将来までを考え、賢明な選択をしなければならぬと改めて決意を新たにしました次第であります。

かすみがうら市単独で現在のごみ処理を更新したり、長寿命化したり維持していくことは本当に大変なことだというふうに思っております。必要な財源や市の負担がなければ、建設整備費や運営費を計算したら、行財政改革を訴える市長が石岡、小美玉、茨城町との検討会から離脱することなんて口が裂けても言えないわけでありまして。しかし、これはいくら言っても、市長のほう、無駄であるでしょうから、この損失に対するけじめだけは市長にとっていただくことを改めて求めて、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時17分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

安倍政権の暴走は、とどまるどころを知りません。しかし、安倍内閣が進めている集团的自衛権の行使容認に対する国民的な批判が急速に広がっております。消費税率がこの4月から8%に引き上げられましたが、大増税で多くの国民が負担が重くなると訴え、10%への増税には6割を超える国民が反対しております。生涯派遣、正社員ゼロ社会に道を開く労働者派遣法大改悪に対して、既に197の地方議会で反対の意見書が可決されております。要支援者向けのサービス切り捨てを初め、医療、介護に大なたを振るう医療・介護綜合法案に対して210の地方議会で反対、批判、強い懸念をあらわす意見書が可決されております。原発を重要なベースロード電源とするエネルギー基本計画と、原発再稼働に対して6割前後の国民が反対を表明しております。

安倍政権は、一定の内閣支持率を維持しているように見えますが、この政権が進めている一つ一つの政策について見るならば、そのどれに対しても国民の多数が反対の声を突きつけていることは明らかではないでしょうか。日本共産党は、一致する要求実現のために、政党、団体、個人が対等、平等の立場で共同する一点共闘を発展させながら、お互いに連体し、大きな国民的共同の流れをつくり出し、日本を変える統一戦線に発展させるために全力を尽くします。

さて、宮嶋市長も任期は余すところ1カ月となりました。私は、これまで宮嶋市政に対して、住民が主人公、住民の暮らしと命を守る立場から、是々非々の立場で対応してまいりました。今回もその立場から一般質問を行います。

1、教育行政について。

教育への首長の介入を強化する地方教育行政法改正法案が5月20日、衆院本会議で採決され、自民、公明、生活の賛成多数で可決されました。生活以外の野党は反対、日本共産党は第一に、教育行政への首長の介入に道を開くことになる、第二に、侵略戦争美化の愛国心教育押しつけと異常な競争主義を持ち込むことになるとして反対をいたしました。

そこで質問であります。

地方教育行政法改正案について、市長及び教育委員会の見解を伺います。

第1次安倍政権が始めた全国学力テストは、点数が全てという風潮を全国に広げ、点数を上げるために管理職がわざわざカンニングさせるなど、各地で教育をゆがめました。しかし、まだ全国的に各学校の平均点を公表させ、競争させるところまでは至っていません。安倍政権は全国学力テスト悉皆調査、いわゆる全員調査であります。これに戻すとともに、序列化や過度の競争を理由に学校ごとの平均点公表を禁じた国の方針を覆し、自治体の判断で公表を可能にしました。学力テスト結果の学校別公表について、どのように考えているのか教育長に見解を求めます。

2つ目でございます。下土田の残土問題についてお伺いいたします。

下土田の残土問題の発生から5年が経過しようとしています。うず高く積み上げられた残土現場は、農地として活用されているのか疑わしい状態であります。市農業委員会の現状認識についてお伺いをいたします。本当に農地としての、この法的手続についてはどのようになっているの

でしょうか、お伺いをいたします。そして、現在畑地としての役割、なりわいとしての利活用をされているのか、どう考えているのか、この2点について答弁を求めます。

3点目、総合的な子育て支援について伺います。

まず第1に、市立さくら保育所の閉所問題についてであります。

市立さくら保育所の維持継続については、市長は、父母の会からの要望を真摯に受けとめ、今後のさくら保育所の入所状況及び新設保育園の定着を踏まえ対応したいとしながらも、期間についてはおおむね平成26年度の1年間を考えると答えました。父母の会は、5年、もしくはそれ以上を求めておりますので、保護者の要望に応えるものとはなっておりません。しかし、市長は、なぜ1年間とこだわるのでしょうか。その理由をお伺いいたします。

2つ目、学童保育の現況と今後の実施計画について伺います。

学童保育は、父母やその他の保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校、課業別の放課後と土曜日や春・夏・冬休み等の休業日に学童保育指導員を配置して、その間の子どもの生活を保障する事業です。子ども・子育て新制度では、放課後児童健全育成事業の設備と運営に関する事項について、市町村が条例で定めることになりました。条例制定に当たり、これまで学童保育事業の到達点を整理し、子どもの発達環境の質的向上の観点から、条例が制定されることが求められております。当市の学童保育の現況と今後の実施計画について答弁を求めます。

第3点、子ども・子育て新制度について当市の取り組み状況をお伺いいたします。

政府は、子ども・子育て支援新制度を2015年4月から、消費税増税と抱き合わせでの本格実施に向けて、国版子ども・子育て会議を設置し、具体的な仕組みづくりに取り組んでいます。支援法61条により、都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。当市においても、市の子ども・子育て会議が設置されておりますが、条例化も含め、当市の取り組み状況について説明を求めます。

4点目でございます。就学援助制度の積極的活用について再度伺います。

就学援助は、義務教育は無償とした憲法第26条などの関係法に基づき、経済的に困難な小中学生のいる家庭に、学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度であります。私は、就学援助の準要保護の認定に際して、05年3月の法改正により、民生委員の関与は必要がないと指摘し、改善を求めました。しかし、学校教育部長は、民生委員の所見は就学支援の鑑定を行う上で非常に有用だと答弁、法的根拠のない民生委員の関与にこだわりました。

就学援助は、憲法に基づく国民の権利に基づく制度であり、学校教育法の第25条、小学校、第40条、中学校で、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しております。子育てしやすい環境をつくる上でも、制度の積極的活用が求められております。手続については、民生委員の関与をなくし、簡素化すべきだと考えます。

当市の就学援助状況、支給者数と支給率及び総額、これも含めて改めて答弁を求めます。

4、国民健康保険について。

全日本民主医療機関連合会、民医連は、5月19日、経済的理由による受診のおくれで症状が悪化し、死亡した事例が2013年の1年間に全国で56例に上ると調査結果を発表いたしました。調査

は、全国の民医連加盟の医療機関で受診、相談した人が対象であります。亡くなった56人のうち、国民健康保険税を滞納したために保険証を取り上げられたり、かわりに窓口で一旦医療費の全額を払わなければならない資格証明書や有効期間の短い短期被保険者証を発行されるなど、無保険状態にあった人が32人で57%を占めました。そのうち資格証明書や短期被保険者証さえ持たない無保険の人は23人でありました。

そこでお伺いします。

国民健康保険被保険者証のとめ置きについて伺います。

当市は、次年度の国保被保険者証、短期も含みますが、これを国保加入の全世帯に対して3月中旬に簡易書留で郵送しているとしておりますが、事実上保険証を持たない方は現在どれだけいるのでしょうか。その件数と経過、対策について改めて伺います。

短期保険証の期間についてお伺いします。

通常の被保険者証の有効期間は1年ですが、当市では滞納者に対して6カ月、または1カ月を有効期限とする短期被保険者証を発行しております。その件数は何件でしょうか。また、1カ月は余りにも短過ぎるという切実な声が寄せられておりますが、期間の延長はできないのでしょうか。他市町村の短期被保険者証の実情はどうなっているのか答弁を求めます。

5番目、固定資産税のあり方についてであります。

千代田地区の市街化地域には、起点、終点が公道に接続している行きどまり道路が多数見られます。今でも市民から何とかならないかとの声が上がっておりますが、土浦市では、土浦市税条例施行規則の固定資産の減免というところに、2戸以上の住宅の用に供している行きどまりの私道で何ら通行制限を行っていないもの、当該固定資産税にかかわる税額の全額を非課税扱いに減免するとなっております。

私は、去年の6月の定例会の一般質問で、土浦市の例に倣い、非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した問題について、もとに戻すべきだとたじましたが、市長は、公益性が確保できると判断できれば、見直しも含め検討したいと答えました。検討結果は出たのでしょうか、答弁を求めます。

6、福祉行政について、特に高齢者福祉対策についてであります。

1つ、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関する助成について伺います。

肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25から40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっております。特に高齢者の肺炎の約半数は肺炎球菌が原因とされております。県内では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に助成金を出している市町村がありますが、当市ではどのようになっているのでしょうか、答弁を求めます。

2番目、徘徊する認知症高齢者の介護問題について、その対応策についてお伺いをいたします。

認知症で徘徊するなど、行方不明となる人は年間1万人近くに上り、数百人が死亡していることが警視庁のまとめでわかりました。4月24日、名古屋高裁が徘徊で電車でひかれて死亡した男性の遺族に、鉄道会社への多額の賠償支払いを命じました。65歳以上の4人に1人が認知症という時代、どうやって見守り支えていけばいいのか。福岡県の大牟田市では、市民ぐるみで徘徊者を発見する模擬訓練を実施するなど、認知症になっても安心なまちづくりに取り組む自治体がふえております。当市の対応策について答弁を求めます。

3点目、要介護認定をもとに市町村長が発行する障害者控除対象者認定書についてお伺いいたします。

障害者手帳では、普通障害者控除、所得税で27万円だった人が要介護認定で特別障害者控除、この所得税では40万円になる場合があります。それには要介護認定をもとに市町村長が発行する障害者控除対象者認定書が必要であります。これによって税の控除額がふえて、減税額がふえることとなりますが、当市では認定書をどれだけ発行しておりますか。また、住民に対する周知方法はどのようにしておりますか、答弁を求めます。

7番目、水道事業についてお伺いをいたします。

茨城県の水道料金は首都圏で一番高い、この現況は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。県の「いばらぎ水のマスタープラン」と実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値についてお伺いをいたします。

県のいばらぎ水のマスタープラン、いわゆる長期水需要計画は、たびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画は実態との乖離は解消されておられません。当市においても過大な人口予測による実施協定を県当局と結んでおりますが、当市の人口と水需要に見合った水量に改定すべきであります。実施協定における当市の水量の見直し変更の要請はしないのでしょうか。他市町村にはその動きはないのか答弁を求めます。

2つ目に、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要性について伺います。

国土交通省関東地方整備局は、八ッ場ダム本体工事の着工を決めましたが、3月27日には、霞ヶ浦導水事業について継続が妥当とする報告書案を本県を含む4都県に示しました。この導水事業は、県中央広域水道用水供給事業と深くかかわっており、事業を推進すれば、当然高い水道水を押つけられる結果となります。茨城県の水余りは明らかであり、新たな水開発は必要はないと考えます。また、導水事業によって霞ヶ浦の水質が改善されるとしておりますが、全くの虚構であります。改めて市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、教育行政についてお答えいたします。

1番、地方教育行政法改正案についてお答えいたします。

第186回国会で審議されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るための法律案であると理解しております。また、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限も従来どおりであることから、政治的中立性、継続性、安定性は図られていると考えます。

同じく1番、次の2番、学力テスト結果の公表については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、下土田の残土問題について、農地転用についてであります。1番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているかについては、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

2点目2番、現在畑地としての役割、生業として利活用されていると考えているかについては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、市立さくら保育所の閉所問題についてお答えいたします。

平成26年第1回定例会において、さくら保育所の閉所については、近傍に私立保育所が開所することから、おおむね1年ということで答弁をさせていただきましたが、さくら保育所を仮に閉所した場合、周辺の民間保育所に入所している児童数と現在のさくら保育所の入所児童数の現状を見ると、待機児童が発生してしまうことが予想されています。これまでも待機児童の解消は重要な課題として取り組んできたところであり、今後といたしましても、待機児童が発生することのないよう民営化の方向に逆行することなく、対応してまいりたいと考えております。

3点目4番、就学援助制度の積極的活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、国民健康保険について、1番、国保証のとめ置きについて、2番、短期被保険者証の期間延長については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、固定資産税課税のあり方について、行きどまり道路についてであります。1番、行きどまり道路の固定資産税の見直しについてのご質問にお答えいたします。

佐藤議員のご質問につきましては、平成25年第2回定例会において、見直しも含めて検討する旨、答弁しているところであります。このため、現在行きどまり私道の課税のあり方について、関係する判例や近隣自治体での対応、さらに現地調査等を慎重にしているところでございます。

6点目、福祉行政について、特に高齢者福祉対策については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

7点目、水道事業について、ムダな水開発事業の中止の1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値については、水道事務所長答弁とさせていただきます。

7点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要性についてお答えいたします。

八ッ場ダム事業につきましては、新聞報道によりますと、国はこれまで検証を行ってまいりましたが、本年10月に本体工事に着手し、2020年3月末までに完成させる予定であるとのことでした。ダムが完成し、運用が開始されますと、水源施設の管理費が発生いたします。

霞ヶ浦導水事業につきましては、事業見直しの検証対象とされておりましたが、議員ご質問のとおり、国土交通省関東地方整備局から、継続が妥当とする報告書の原案が4都県と3市に示されたところであります。八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業のいずれにつきましても、事業完了後は費用負担が見込まれ、水道料金に転嫁されることとなりますので、事業の進捗状況を注視し、事業の広範な効果を踏まえて、その費用負担については、国・県、関係団体と話し合っていかなければ

ばならないと考えております。

霞ヶ浦導水事業によって、霞ヶ浦の水質改善につきましては、平成23年8月11日、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水事業の再評価の中で、事業の効果として、那珂川と利根川から霞ヶ浦に浄化用水を導水することにより、湖水の希釈及び交換が促進され、水質が改善されるとされております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員の1点目のご質問にお答えいたします。

地方教育行政法改正案に関する見解につきましては、市長答弁と同様でございますが、具体的な改正点としましては、教育行政の責任者としての新教育長の設置や首長、教育委員会により構成する総合教育会議の設置、緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることなどであります。

この改正におきましては、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることとされておりますが、教科書の採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事などは教育委員会の専権事項のままとされていることから、教育の政治的中立性、継続性、安定性がこれまでどおり確保されるものと考えております。

次に、学力テスト結果の学校別公表についてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省が全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの平成26年度実施要領の中で、保護者や地域住民に説明責任を果たすために条件つきで市町村教育委員会は学校名を明らかにした公表をすることができ、都道府県教育委員会も市町村教育委員会が同意すれば、市町村名を明らかにした公表ができるとしました。

全国学力テストを行う本来の目的は、学校がテストの結果を踏まえて授業を改善し、子どもの学力向上に生かすこととあります。本市では、学校の序列化や過度の競争といった混乱を招くおそれがあること、小規模校が多く、個人が特定されたり、1人の結果が平均正答率に大きく影響することなどの理由から、学校別の結果の公表はしないとの考えでありますので、ご理解願います。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

[農業委員会事務局長 根本一良君登壇]

○農業委員会事務局長（根本一良君）

2点目1番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているかについてのご質問にお答えいたします。

平成25年第1回定例会でお答えいたしましたように、下土田の残土問題に関しましては、再三にわたり県の担当者とともに事業施工者代表宅に直接訪問しておりますが、会えていないのが現状でございます。また、地権者に対しましても、口頭により早急に農地に活用できるよう現地で

指導しており、2月末日より覆土を購入し、クリ苗を植えている途中でございます。5月末現在では農地奥にクリの苗40本程度が植栽されている状況でございます。

また、農地としての法的手続きでございますが、農地法第51条の違反転用に該当すると思われま
す。事業者並びに地権者に対して、知事名で是正勧告書を送付しており、また、農業委員長名
で農地法違反に対する通知も送付しております。今後も県と協議しながら地権者へ指導してまい
りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

2点目2番、現在畑地としての役割、なりわいとしての利活用をされていると考えているのか
についてのご質問にお答えいたします。

畑地としての役割ですが、農地としての定義は、耕作の目的に供される土地で、土地に労働力
を加え、資本を投下し、肥培管理を施して作物等を栽培することと定義されていますので、佐藤
議員の質問されている下土田の土砂の搬入された土地については、作物の作付がまだ一部であり、
肥培管理が十分とはみなされないことから、現状としては畑として解釈するには難しい状況にあ
ります。今後、クリの苗木が全面的に作付されているとみなせて、肥培管理もされている状況が
うかがえれば、畑地としてのなりわいとしての利活用をされていると考えられるようになると思
います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

3点目2番、学童保育の現況と今後の実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

学童保育につきましては、各小学校を対象に、大塚、稲吉、新治の3児童館を含めて公設児童
クラブ16カ所、民設児童クラブ4カ所、市内合計20カ所で児童クラブが開設をされております。
一部の小学校、児童館を除いては、高学年の受け入れができるよう関係部署や小学校と協議の上、
余裕教室を確保しながら対応を行ってまいりました。

しかしながら、児童在籍が多い下稲吉小学校区並びに下稲吉東小学校区におきましては、教室
の確保や施設確保が困難であるため、放課後児童クラブの拡充は現在のところ厳しい状況でもご
ざいます。そういう点もありまして、小学校3年生までの入会とさせていただいております。

子ども・子育て関連3法が平成27年4月より本格施行となり、対象年齢が見直しをされ、現在
のおおむね10歳未満の小学生から小学6年生、1年生から6年生までに改正をされることになっ
てございます。

今後の対応といたしましては、本年度開園となった民間の新設保育園に学童保育が併設をされ
ておりますが、それでもなお厳しい状況にありますので、空きスペースを含め、関係部署や小学

校、地域の民間事業者とさらなる協議を進め、高学年までの入会が可能となるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、3番、子ども・子育て新制度について、当市の取り組み状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が可決成立をいたしました。この3法に基づき、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行をされることになってございます。新制度については、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などを整備し、計画的に進めることとしてございます。

当市におきましても、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に策定をいたしますかすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の準備といたしまして、先般、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用の意向、子育て世帯の生活実態、要望、意見などを把握する調査を実施いたしましたところでもございます。

アンケートの調査対象につきましては、就学前の児童保護者、小学校保護者それぞれ1,000人ずつを対象に行っております。回収数につきましては、就学前児童保護者で544件、54.4%、小学校保護者では795件、79.5%、合計で1,339件、67%という回収結果でもございました。

事業計画の策定につきましては、この調査をもとに今後の見込み量、支援サービスを検討してまいりたいと考えてございます。

6点目1番、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関する助成についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年度の予算調整において、任意接種に対する一部助成の本年4月実施の検討を進めてまいりました。昨年12月に、この秋から定期接種とする見通しである旨の新聞報道がございましたことから、国の動向に注視しつつ定期接種化に基づき実施をするところでもございます。

最終的な実施時期や詳細等につきましては、間もなく決定されると思われませんが、国では、平成26年度から平成30年度までを経過措置といたしまして、65歳、70歳、75歳などと5歳刻みの方を対象に、さらに平成31年度からは、本格実施といたしまして、65歳の方を対象として実施をするところでもございます。

また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、個人の重症化予防を目指すB類であることから、接種費用の3割が交付税措置をされるという見込みでもございます。個人費用負担の近隣市町村との均衡を図りつつ、より効果的な定期接種化の実施に努めてまいりたいと考えてございます。

次に2番、徘徊する認知症高齢者の介護問題について、その対応策についてのご質問にお答えをいたします。

認知症高齢者の徘徊対応につきましては、要援護者の異変等に関する通報をお願いする旨の見守り活動への協力に関する協定書をいばらきコープ生活協同組合、生活協同組合パルスシステム茨城、第一環境株式会社、株式会社筑波銀行、株式会社常陽銀行、生活クラブ生活協同組合の6事業所と締結をしております。また、このほかにも日本郵便の土浦支店及び石岡支店に見守りの協力依頼をしているところでもございます。万が一、徘徊が原因で行方不明になった方について

は、警察署への届け出、さらには必要に応じ消防団への搜索要請等により対応をしているところでもございます。

今後、市民の見守り意識の高揚を図るなど、地域での見守り支援に努めてまいりたいと、そう考えてございます。

次に、3番、要介護認定をもとに市町村長が発行する障害者控除対象者認定書についてのご質問にお答えをいたします。

この認定書の交付につきましては、税の申告時期を考慮しながら、毎年市の広報紙11月号において、その周知等に努めているところでもございます。認定書の発行実績につきましては、平成25年度が32件、24年度が34件、23年度が29件となっております。今後もさらなる関係課との連携を図り、なお一層の周知に努めてまいりたいと、そう考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

[教育部長 小松塚隆雄君登壇]

○教育部長（小松塚隆雄君）

佐藤議員のご質問3点目4番、就学援助制度の積極的活用について、就学援助制度の認定に際しての民生委員の意見及び就学援助の状況についてお答えをいたします。

民生委員につきましては、地域の中で支援を必要とする方に対する相談、また支援をされておりました、その所見については、就学支援の判定を行う上で非常に貴重であると考えてございます。また、基本的に前年度の所得証明に基づき判定をしておりますが、職業や収入、家族構成の急変など、当該年度における申請者の事情を把握する上でも、民生委員の所見が必要であると考えております。

このようなことから、新規の申請時、小中学校への入学時を基本といたしまして、既に認定した家庭の場合には民生委員の意見を省略するなど、負担に考慮をいたしまして、できるだけ簡素な形で取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、当市の就学援助費の支給状況ですが、平成25年度の実績で申し上げます。

最初に、認定児童数ですが、小学校児童98名、こちらは要保護8名、準要保護91名となっておりますが、うち準要保護から要保護に変更となった児童が1名ございます。このように整理をさせていただいております。中学校の生徒につきましては60名、うち要保護1名、準要保護59名を認定しております。こちらは全児童生徒数に対する就学援助者の割合を申し上げますと、小学校では約4.3%、中学校では約5%となっております。

次に、就学援助費の準要保護による支給総額でございますが、平成25年度実績で小学校529万4467円、中学校が605万4118円、合計で1134万8585円となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

[市民部長 飯田泰寛君登壇]

○市民部長（飯田泰寛君）

佐藤議員さん、4点目1番、国民健康保険証のとめ置きにつきまして、その対応等についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、今年度の保険証につきましては、国保加入の全世帯7,131件に対しまして、3月17日に簡易書留にて郵送したところですが、受取人不在としまして、4月上旬までに168件の保険者証が郵便局から返却をされております。その後、73件につきましては、窓口来庁による受け取りや社会保険加入等の国保資格の喪失手続等によりまして、未送達状態は解消されました。

残りは95件でございますが、このうちの20件については、4月に郵送しました第1期分の国保の納税通知書も同じように郵便局から返却されておりますことから、現在の未交付件数は75世帯と考えております。

その後の対応としましては、保険証は返却されたものの、1期分納税通知書が送達されている75世帯の方に対しまして、保険証の受取依頼の通知を郵送いたしました。一方で、1期分納税通知書が郵便局から返却されている20件の方に対しましては、早速現地調査を行ったところですが、アパート等の表示が不明瞭で、居住の実態把握が難しい状況でございます。

今後は、今回の保険証受取依頼、こちらを通知した方の中にあっても反応のない世帯が出ることも予想されますことから、あわせまして繰り返しの訪問調査をしながら、未交付世帯の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に2番、短期保険者証の期間延長について、その対応を問うについてのお尋ねにお答えいたします。

平成26年度の短期保険証交付件数は1,086世帯、2,052人ございました。その内訳は、有効期間6カ月のものが533世帯990人、1カ月のものが553世帯1,062人となっております。この短期保険証の発行は保険料を滞納している納税者に対しては、納税を促すための有効な手段でもありますので、現在の有効期間を変更することは考えておりません。ご理解を賜りたいと思います。

一方、近隣市における短期保険証の発行状況につきましては、まず土浦市の場合、6カ月のみと伺っております。その基準については、過年度滞納者のうち分割納付誓約履行者及び前年4月1日以降にその一部を納付している者と規定されておまして、これらを除く分割納付の不履行者に対しては、納税相談通知を送付しているというふうに聞いております。また、石岡市においては、1カ月と4カ月の2種類と規定をされ、その基準は、前年度以前の未納がある世帯が1カ月、前年度のみ世帯のうち12月末以前の未納がある世帯が4カ月のものを発行していると伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問7点目1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値について問うのご質問にお答えいたします。

県中央広域につきましては、現在、協定水量24万立方メートルのうち日量7万8000の施設が既に完成しております。この7万8000立方メートルの内訳といたしまして、笠間給水系が2万4000、

水戸給水系が5万4000立方メートルでございます。笠間給水系は全量の工事が完成しておりますが、水戸給水系につきましては、平成7年7月に4分の1の施設が完成し、現在に至っている状況であります。

茨城県長期水需要計画、いわゆるいばらき水のマスタープランは、平成32年度までの水需要の見通しによるものでございます。水のマスタープランにおきまして、平成27年度の1人1日当たりの最大給水量の予測値は、茨城県全体で437リットルでございます。当市における平成24年度の決算では、320リットルでありました。平成24年度は318でございます。県全体の予測値とは開きがあると考えているところでございます。

県西広域水道、県中央水道それぞれの受水団体で組織する協議会で料金値下げ要望を行っております。県企業局では、平成28年度まで現行のまま据え置くとの説明を受けておりますが、今後も協議会をとおして料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。

なお、茨城県中央広域水道建設協議会は、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、湖北水道企業団、そして本市の6市2町1村1企業団で構成しているものでございます。

現在、地下水採取の許可を受けた井戸が霞ヶ浦地区に6本、千代田地区に7本それぞれございます。現在受けている採水許可の有効期限がことしの7月31日まででありますので、次の5年間、平成31年7月31日までの延長申請を県に行っているところでございます。この許可によりまして、今後5年間の水源の確保が可能となりますので、一層の安定給水に努めてまいりたいと考えているところでございます。

県中央からの今後の受水見込みにつきましては、これまでのところ、今後の水需要の伸びは余り見込めない状況にあると思われますので、今回申請の採水許可の期間中につきましては、現状維持の日量2,100立方メートルを予定しているところでございます。

協定水量の見直しの件につきましては、水需要の動向を注視しつつ、県中央広域水道用水供給促進協議会を通しまして、これからも継続して要望していきたいと考えております。

霞ヶ浦導水事業につきましてお答えいたします。

水道事業といたしましては、安定した水源の確保が重要な課題でございます。本市全域が井戸による地下水採取くみ上げの水量の規制を受けていることから、水道事業を継続するためには、県中央広域水道が霞ヶ浦導水事業から水利権を確保し、那珂川から取水することは欠かせないものとなっております。

平成24年度より、震災への対応として実施してまいりました霞ヶ浦地区から千代田地区浄水場への送水工事によりまして、千代田地区への送水には霞ヶ浦浄水場において安定水源の手当てが必要でありますことから、今年度から県中央からの受水を日量1,400立方メートルから700ふやして2,100にいたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分より再開をいたします。

休 憩 午後 0時09分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

教育行政の問題でございます。

教育委員会改悪法に反対する国民的共同をという、日本共産党で4月18日にこのアピールを出しました。これは教育長にお渡ししようと思ってお伺いしたら、ちょっといらっしゃらなかったものですから……

○議長（鈴木良道君）

佐藤さん、ちょっとお待ちください。

傍聴者に申し上げます。

帽子をちょっと脱いでいただきます。

どうぞ、続けてください。

○8番（佐藤文雄君）

そのときにお話ができなかったんですが、このアピール文はお読みになっていただけましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

読ませていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4月にこの教育委員会改悪法に対して事前にアンケートを調査した子どもの権利教育文化センターというのがあるんですが、そこでは多くの教育長や教育委員は、政治と教育は別のはずだと、自分たちは子どもたちのためという思いを持って仕事をしているというふうに語っていたそうです。

この資料にもありますように、政治家が学校の学習内容をゆがめることについては、「一定の歯どめが必要だ」というのが75%、これは朝日の2月18日付の作成であります。私は、やはり政治と教育の関係について、政治が一番やるべきことは教育条件の整備、絶対にやってはならないのは教育内容への介入、支配だというふうに思います。これは民主主義社会の政治と教育の根本であって、憲法の立場だと。今回の教育委員会のこの制度の改悪は、それを根本的に踏みにじって、政治が一番やってはならない、この教育内容への介入、支配に道を開くものだと私は考えま

すが、どうでしょうか。教育長、市長も含めてご答弁願えますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと具体的に何条のこの部分がいわゆる問題だとおっしゃっているのかちょっとわかりませんので、答弁のしようがありません。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

国会という国の代表の方々が決めたことにつきまして、私が公の場で論評するわけにはいかないと思っております。したがって、よいとも悪いとも言えませんので、ご理解をいただきたいと思っています。

私ども教育委員会としましては、法律の定める範囲内で、子どもの教育にとって何が一番大切かと、その原点に立ち返って職務を遂行すること、これが大事だと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

教育委員会は、国や首長、都道府県の知事や市町村長、ここから独立した行政組織だということに最大の特徴があるわけですね。しかし、この政府の法案は、問題があるのは、国と首長の支配下に置こうという考えがある。そこは法案の中に2つあるんですね。法案が導入した教育の大綱という規定であります。大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方向を参酌してつくると言われています。そういう意味では、この大綱の中身によっては、実にその大綱に即して教育行政の運営が行われるように意を用いなければならないというふうになっているんですね。ですから、この大綱というのは、国のいわゆる基本的な方向を指し示すと。今の安倍内閣は、非常に危険な愛国主義的な、偏狭ですね、偏狭な愛国主義を持っている。そういう意味では、非常に危険だというふうに私は思っているんですが、これが入ると大変な事態になるというふうに思いますが、その点についてもご回答はできませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、安倍総理が特に偏狭だとは思いません。

[「大綱の話です」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、大綱に沿って教育行政を行うというのは当たり前の話で、きちんとした国の方向、例えば中国が尖閣は我が物であるところ決めたら、それにのっかって軍隊でも何でも派遣していくのが、そのやり方でありますから、それは国が決めるんでありますから、それにのっかって教育も行われると。もうこれはどこの国もそうやってやっていることでありまして、何の問題もないと私は思いますけれども。その国その国の考え方に従って子どもたちに教育をしていくというのは

当たり前のことだと私は思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私も市長と同じ考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大綱には何でも盛り込めると。個々の人事や教科書採択、これは引き続き教育委員会の権限がありますが、こういう大綱に、今言った成果主義の賃金を導入するとか、愛国心教育を推進するとか、そういうのが書かれれば、その教育委員会はその方向で迫られるという可能性があるということなんですね。市長は、国が言えば、あとはもうみんな従えばいいんだという発想ですが、今まではそうじゃなかったんですよ。やっぱり教育委員会というのは独立した機関でもありますし、また教育委員会の中で独自に決める、教科書の問題なんかがあるわけですね。

やはり、安倍首相がどういうことが問題なのかというと、歴史教科書なんですよ。侵略戦争の反省を書いている今の教科書では愛国心は生まれないと。愛国心のために歴史の事実を教えるなというゆがんだ考え方なんですね。そういう意味では、私が偏狭だというのは、そういうところなんです。

今の現下村文科大臣が、教科書の記述を見ると、訂正した教育基本法にのっとった記述になっていないというふうに「Wi11」という雑誌の4月号で言い切りました。そして、その中で、彼らが思っているのは、太平洋戦争を自存自衛の戦争、アジア開放のための戦争と、こういうふうに教えている育鵬社版の教科書を全国で採択しろというふうに、やはり圧力をかけようとしているんですね。でも、今までは多くの教育委員会は、安倍首相らのたくらみについてはくみしていないんですね。ですから、育鵬社の採択率は、歴史が3.7%、公民が4.0。だから、教育委員会の権限というのを弱めて、国やこの首長の政治的な圧力で採択させようというふうになってしまっているんですね。

私は、平成15年に議員になりましたが、何回か教科書採択の問題で、一時期こういう問題も取り上げたことがあります。でも、やはり教育委員会は、きちっとした教科書を採択していると。こういう問題があるんですが、この教科書採択についてはどう思いますか、教育長。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

教科書の採択につきましては、文部科学省がまず検定を行って、その合格したものについて各都道府県でまた審議をして、さらに茨城県においては、本市は第6教科書採択地区とあって、土浦と石岡とかすみがうら、この3市で採択するわけなんですけど、選定協議会があります。これは教育委員長と教育長と保護者代表。そして——この説明はやらないほうがいいですか。保護者代表が選定協議会の委員になっています。さらにその下に、各教科ごとに調査委員という、これは学校から選ばれた先生が調査をして、そして選定協議会に上げて、そこで1社の教科書を選定す

るわけです。

そうすると、3市はその合意を忠実に履行すると、誠実に履行するという約束がございまして、そこで決まったことがかすみがうら市でも採択するというようなことになっておって、どの社会においてどの教科書が採択されるか、それは私もまだわかりません。

そういうシステムになっておって、調査委員の先生、あるいは選定協議会の委員の良識が問われるということになると思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、教科書採択の流れを言いましたが、法案のもう一つの問題というのは、新教育長という問題なんです。新教育長というのは、事務局のトップである教育長と教育委員会の代表である教育委員長を兼ねるポストで、この教育委員長というのを廃止すると。これにより教育委員会と教育長の力関係が制度上入れかわるということになるわけですね。新教育長は、教育委員会を主催し代表するという新教育委員長の役割をあわせ持つ、文字どおり教育委員会のワントップになる。

そういう意味では、教育委員会のほうは名実ともに新教育長の風下に立つということになるというふうに私たちは考えています。ですから、やはり問題は、この大綱で決められたものがいわゆる上のほうから決められて、どんどんそちらのほうに流れ込んでいくという危険性があるというふうに思うんですが、こういう点は全然危険だと、危険というか民主主義的ではないと、上意下達という流れになってしまっているんじゃないかというふうには思いませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

教育委員会の委員は、首長が選ぶわけですね。教育委員の会合を今は教育委員長がやっているんですが、それが教育長に統一されると。それで、その教育長を決めるのも議会の同意を得て首長が選ぶと。そういう上意下達ということではなくして、いろいろと間にチェックが入ったり何かしますから、私はそういう改正が仮にあっても、何ら問題はないのではないかと。今はむしろ教育委員長と教育長が、むしろ変則的な形になっているのではないかという感じを持っております。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

市長と同じ考えでございしますが、首長が任命して議会の同意を得るというようなことがありますので、私は、そう問題はないと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来は教育委員会は選挙で選ばれていたんですね。それが教育委員会法の改悪によって、今度

は任命制みたいな形になったと。そこでいろんな問題、ひずみが出ていますが、やはり首長に必ずつき従うわけじゃないということはあるんですね。例えば橋下大阪市長なんか、かなり問題のある、この教科書の問題についてやったときに、それをきちっとはねのけたり、それから沖縄でも、竹富町でしたか、あそこできちっとした教科書を採択したら、文科省がそれに対して横やりを入れて、それに従わないとということでは何かかなりの問題も出しましたよね。それについてもきちっとした態度をとっているという点が、非常に私は必要なことだというふうに思います。

ちょっと時間の関係もありますから、この教育委員会の改革の方向、これもこのアピールで出しているんですが、1つは、教育委員たちが保護者、子ども、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックし改善する、これが1つです。2つ目は会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たせる体制をつくる。3つ目が政治的介入から教育の自由と自主性を守る。4つ目が憲法と子どもの権利条約の立場に立って行政を行う。5つ目が教育委員会の、今言った公選制ですね、これについても検討をする。いわゆる国民的合意の中で進めていくというのが、これ提案しておりますが、これについて、じゃ、教育長のお考え、見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

この内容につきましては、佐藤議員が所属する党の主張でございまして、私がこの場でよいとも悪いとも言える立場ではございません。ご理解願います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはりそれは党がどうのこうのということではなくて、改革の中身としてはどういう点が評価できるか、評価できないかということなんです。別に政党政派を問題にする必要はないかなというふうに思います。

いずれにしても次に移ります。

下土田の残土の問題でございます。

事業施工者代表宅に直接訪問しても業者に会えないというんですが、これは留守なんですか。忙しいから会わないとか。それとも業者は今存在しているんですか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

何度か訪問した時点では、訪問先で会えなかったというのが事実でございます。また、郵送等についても戻ってきてしまうということが続いておりました。ただ、平成23年の4月26日には一度、未来企画の代表の方にお会いしてございます。そういう中でいろいろな是正措置とかそういうものを要望し、また催告書も置いてはきましたけれども、その中で、現在私はそういう財力もなく、とても対応できないというような回答をいただいたのが4月26日で、その後については接触はございません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、今は存在していないんですか。接触できないというのは、もうその会社が、未来企画はないんですか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

登記簿上は、ちょっときょうは確認していませんけれども、登記簿上は、1年か2年前については、登記上はございました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

存在していないかどうか言っているんです。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

登記簿上のお話をいたしましたけれども、経過等の書類を見ますと、社長という方が、実際会ってましたらタクシーの運転手だとか、また、代表の方についても、現在そういう財力もないというような形で、実質、登記簿はあったとしても、会社の機能はないと判断するしかないと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、この業者が完了届を出す可能性はないということですね。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

いろいろご質問をいただいていますけれども、残土条例の関係でもそういうこととお話しいたしましたし、きょうの農転の関係につきましても、実際には会社とは連絡がとれないということで、地権者にいろいろ是正措置を指導しているのが現在の状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、地権者のほうにこの指導をやっていると。

それでは、ちょっと私、前にも質問したら、同じような答えを出したんですが、同じ答えでもちょっと違っていたんですね。現在のところ2月末日より覆土を購入しと言ったんだね、覆土を購入しというのは、搬入しじゃないですか。搬入し、クリを植える計画で開始しております。これ、去年の3月と同じことが答えなんですよ。おかしいんじゃないですか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

ことしの2月時点でそういう指導をしたということで伺っております。また、現時点では、佐藤議員さんからも今回質問がありましたので、再度地権者のほうにも、県と市と指導に参りました。月1回か2カ月に1回程度指導するという経過がありましたので、指導に行きました。それで、結果的には一番奥に40本程度のクリの苗木が植わっております。それで、いつまでに完了するんだということをお話を聞きましたら、最初は五、六年とか、この状況だと七、八年かかるようなお話をしていましたけれども、こちらといたしましても、指導する立場においても、きっちり早いうちに期限を定めて植栽を進めるようにお話をしました。

そういう中で、その現場では既に40本の苗木を植えたところであり、平成27年3月までに残りの部分もクリの苗木を植えて農地に復元しますと、現場でそういうお話がありました。それも後日でございますけれども、同様の内容で県と市と地権者のところにお邪魔いたしました。違反是正計画書をいただくことになりました。茨城県知事と市農業委員会宛てにいただいたものです。内容につきましては、繰り返しになりますけれども、既に40本の苗木を植えたところであり、平成27年3月までに残りの部分もクリの苗木を植えて農地に復元しますというような計画書が出されております。

今後この計画書どおり履行できますよう、茨城県とともに指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初この農地をどういうふうにご利用するというふうになっていましたか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

当初の計画におきましては、サツマイモをつくるというような形で計画があったようでございます。その後、ちょっと書類を見直したんですが、いつ時点でクリになったかちょっと定かではなかったんですけれども、現在においてはクリを、覆土を搬入しながらクリの苗を植えていくということでございます。また、その期限というのは、先ほども申しましたけれども、27年3月までには復元しますというような計画書をいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最初はサツマイモね。平成21年8月13日付の県南農林事務所宛てに出した計画がありますが、
どういう計画ですか。平成21年8月13日。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

今ちょっと手元にありませんので、調べさせていただこうと思います。

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 2時02分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

どうもすみませんでした。

茨城県県南合同庁舎農政課での意見に対する回答ということで、前後関係はちょっとわかりませんけれども、地権者の方から埋め立ての高さの件ということで、造成場隣接地の高さに合わせたもので、将来隣接地を借り受けて梨畑に計画がありますので、のり面での耕作面積が減じたのはやむを得ません。なお、水路敷がありますが、市役所の道路管理課と協議の結果、農耕用道路として残すということでの文書がありました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、当初の計画からころころ変わっているということなんですね。

ちょっと、これは現地の状況ですが、もうここには廃棄物というか、電化製品が捨ててありました。これ確認できますね。実際にはこれを見ますと、道路側からは本当にクリが、苗木が植わっているかどうかは確認できません。そういう点で、この農地の一時転用というのはどういう内容ですか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

○農業委員会事務局長（根本一良君）

一時転用につきましては、この箇所につきましては、基本的には一時転用として5年間という
ような制約があるかと思いますが。ただ、今現在、農地法違反ということなので、始まってから

5年という制約ではなくて、それなりの幅はあるようでございますけれども、最長で5年ということでございますので、今回の計画書においても早いうちに完了するという形で、今年度内ということで指導していただいた経過はございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことなんで、その5年経過の中で今回私は質問をしているわけです。

そういうことを見ますと、残土を搬入したスピードと農地として活用が著しくおくと。畑にするというのは、当初からこの農地転用に名をかりた残土廃棄だったというふうに思うべきなんじゃないかなと、私はそういうふうに感じますが、市長はこの経過を見てどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

現実的には、そういうことだろうと思います。もう事業主も責任能力がなくなっていますし、最終的には地権者、土地を持っている人との話し合いというか、後始末をやっているわけですが、貸し手責任ということもありますので、こういう事案があと出ないように、しっかりと環境行政をとっていかなくてはならないと、こういうふうに思うわけがあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひ、こういう脱法行為まがいのものを当市としては食いとめるということが今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それでは次、総合的な子育て支援のほうにいきます。

市長は、現在のさくら保育所の入所児童の現状を見ると、待機児童がふえることが予想されると。1年限りというのは見直すというようなことなんじゃないかなというふうに、答弁はね、だと思っんですが、ということは、来年の3月末の閉所というのは考えていないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

極めてこの流動的な状況にありまして、というのは、年度当初は全然この待機児童の問題はなかったわけでありまして。というのは、年度当初の状態では、100名以上の私立保育所がこのほか新規申請されていまして、それから既存の今、ことし4月にオープンした保育所は、幼稚園まで併設するというようなことでありますから、優に現状からすると150人から200人程度の余分なキャパが年度当初にはあったわけです。ところが、ついせんだって、まだ1カ月にもならないんですが、相次いで私立保育所を開設しようとしていた人がやらないよという話が来まして、それから、こども園にするのに幼稚園を併設すると言っていた、今、民間保育所のほうが規模を縮小

してやるという話になりましたから、あれよあれよという間に、ここ1カ月の間に200名近い園児の収容可能数が減ったわけです。

今新たにそういう事態を受けてカウントしてみますと、今現在さくら保育所を閉所した場合には、30名ないし、今どんどん園児がふえていますから、民間側の園児がふえていますから、このふえる現状を見ればね、ニーズが強いということではありますが、ふえる現状を見れば、30ないし50名の待機児童が出ると。今さくら保育所を閉所した場合ですよ。ですから、しかし、民営化の方向は変わっていませんから、いずれ民営化するわけですが、さくら保育所を閉所すれば、そういうキャパが足りなくなるということがここ1カ月の話でわかってきたわけですね。ということは、今後の推移を見て新たな対応をしなくてはならないということを考えなくてはならないと思います。

同時に、民営化の方向はもう待ったなしでどんどんやっていかなくてはなりませんから、それはあわせて検討対象にして、そこにまた1カ月後は市長選でありますから、今、市長選を前にしてどうこうやっても、これ私も勝たないことには責任を持ってませんので、まずはきちんと市長選をクリアして、それで責任ある保育行政をやっていきたくて、こういうふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保護者の中では、特にさくら保育所の保護者の中では、宮嶋市長に対する批判は強いですね。きちっと受けとめていると思いますが、そういうこともあって、その1年程度の継続というのはちょっと先延ばしみたいな答弁になったのかなというふうに思うんですが、私は、個々の保育所の運営状況や保育条件に関する客観的情報をもとに保護者が行った保育所の選択の意思、入所後の保育所の利用関係の継続においても、最大限に尊重されるべきだというふうに思うんです。

保育所を設置した市としては、天災事変等により当該保育所の施設が利用できない状況とか、市の財政が急激かつ極度の逼迫状況によって保育所運営が財政的に一刻の猶予ができないほど乏しくなったという場合、これ特別な、特段な事情がない限りは、やはり当該保育における保育の実施の継続を保護者の意思を尊重する義務が求められるというふうに思いますが、市長は、今、流動的だというのは、あくまでも市長選を目の前にしているから言えないということというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今もお話ししましたように、新しい、結果的には何ら保育所のキャパの問題は、問題はなかったわけです、当初は。仮に閉所してもキャパ的には問題はなかったわけです。しかし、閉所の要望書が出たときには、まだ影も形もないと。開所予定の場所が草ぼうぼうだったという事情があるわけですから、そういう中で不安を持った保護者がいたわけですから、とりあえず形ができるまで1年見届けましょうということで見届けたわけです。4月にはちゃんと予定どおりオープンしましたし、さらには平成27年には150名もの余分のキャパができるという状態だったわけです。

だから、かすみがうら市は今、待機児童の問題が全国的に問題になっていますが、かすみがう

ら市は待機児童どころか待機保育所があるんだと、そういう非常に保育に関してはもう恵まれ過ぎるほど恵まれている環境にあったわけです。

ところが、民営の事業者は、やっぱり今の園児数とかの予測を立てますから、前車の覆るを見て次の事業計画を立てますから、撤退したと。これは民営事業者は当たり前のことでありますから、そういったことを踏まえて行政は考えていかななくてはなりません。ただし、民営化の方向は変わらないと。

そうすると、今方向を打ち出さなくてはならないんですが、こういう事態になったのがまだ1カ月ですから、1カ月というか、1カ月もたたないぐらいですよ。正式に文書で上がってきたのは。そういうことを踏まえて、今後保護者等とも話していきたいと思いますが、いずれにしても、私が再選されましたら、きちんとした保育行政をやるつもりです。今までもそれできちんとやってまいりましたから、何ら問題があったとは思っておりませんので、ご信頼いただけるようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保護者は、定例会で1年継続だとか、保護者会で、もう来年からさくら保育所は閉所するんだとかというように一方的に発信するでしょう。それに対して振り回されてきたというふうに言っているわけですよ。ですから、少なくとも5年の継続をアンケートをとってやったわけですね。ところが今、待機児童が出るという話になりました。やはり実際には、保育の要望というのは、事業者によってくるくる変わっては困るんですよ。そういう意味では、保育の実施義務というのが大事だと。これは公的な保育のあり方だというふうに思います。

それから、廃止条例については、やはり附則に、例えば5年後に廃止するとかそういうふうにして、父母の会の要望をしっかりと受けとめた形で出すべきだというふうに思うんです。突然、来年からやめますというやり方はやめてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

廃止条例については、別に事後でも構わないとは思いますが、いずれにいたしましても、待機が出るなんていう事態は絶対にかすみがうら市においては、そういう事態は生じさせないと、そういうことはきちんと申し上げたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか答弁がはっきりしなくて、しょうがないですね。今はそういう時期だから、慎重にならざるを得ないのかなというふうに思います。

ただ、今の待機児童の問題が出されました。産休明けにさくら保育所の入所を希望したら、ゼロ歳児の定員は8人で断られたというふうに聞きました。さくら保育所の定員は、ホームページを見れば15人となっていますね、ゼロ歳児。この事実経過について、保健福祉部長、お答えでき

ますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

お答えをいたします。

今、0歳児の保育につきましては、乳児の場合の9人以上入所をさせるということにつきましては、規則の中で8名までは保育士が対応できるという規定になってございます。したがって、9名以上になりますと、保健師、または看護師を配置しなければならないという状況でもございましたので、定員には実際には満たないんですけども、8名の保育でやってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不十分だよ、答弁が不十分。15人でしょう、定員。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

定員は15名でございますが、0歳児の場合には、先ほど申しましたように、9名以上になった場合には保健師か看護師を1名配置しなくてはならないという国の基準がございまして、現在その配置となる保健師、または看護師が配置をしていない状況でもございますので、8名までならば保育士が対応するというのも、その記述の中に明確にうたわれておりますので、その中で対応で今保育業務を行っているという状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、私は、保健師もしくは看護師がやめたというふうにちょっと聞いたものですから、聞いたんです。いずれにしても15人という、そういう入所状況、ホームページを見ればそのままになっているわけですから。やっぱり公的責任というものは果たさなければいけない。何も決まっていないうわけですから。民営化だ民営化だといって、一生懸命になって宮嶋市長は言うけれども、現にさくら保育所はあるわけですから。定員は15人ですから。それを確保するということが今の当市の責務だというふうに思いますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

先ほど、概要については答弁したとおりなんですけど、今後協議をしまして、現在の配置の中で進めるべきなのか、また看護師並びに保健師の配置というものも含めて協議をさせていただければというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これまでも産休明けなどの児童が途中入所してきたと思います。その人数はどのくらいでしょうか。ゼロ歳児の待機児童との関係で、その対応についても含めてご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

3カ年の途中入所の児童数について答弁をさせていただきます。

全体的な公立、私立、全体合わせての人数になりますが、平成25年度では32名途中入所がございました。平成24年度では10名、平成23年度では32名という数字でございます。大半これがゼロ歳児から5歳児という判別はついておりませんが、大方3歳児以上の途中入所ということはありませんので、ゼロ歳児から1歳、2歳児までの数字が大半であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かすみがうらが住みよさ13番になったとかなんとかと広報しているそうですが、実際にこういう保育所があったり、買い物が便利だったり、それから学校があったり、こういう環境がこの千代田地区のほうにはあるということが一番大きいんじゃないかなと思うんです。そういう意味では、この保育所なんかも大事ですね。

そういうことで、今言ったように、途中入所が30人を超えているというのは、やっぱりそれだけ子育てをしているお母さんたちが多くいるということだというふうに思います。それで、現行の制度と子ども・子育て新制度の大きな違いについて、ちょっと簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

ご質問にお答えをいたします。

新しい制度の中で3点ほど変わってくるものというふうに解釈をさせていただきます。

これまでですと、保育を利用する場合には施設の希望施設名を入れながら保育所の入所をいたというのが1つでもございます。その中で、市のほうで第1希望、第2希望、第3希望という形で入所を決定してきたということが1つ。これからは、じゃ、どうなるかという点につきましては、まず新制度の中では、利用したい人は保育の必要性というものの認定を受けることになります。認定を受けたら原則全員が利用できるというのがまず第1点でございます。これは希望入所施設がありますから、その入所の範囲の中で対応すべきであるというふうには私は解釈させていただきます。

それから2つ目の要件になります。保育を利用できる要件が広がってきたと。例えばパートの勤務の方においても、8時間の就労形態ということであれば、8時間と、それからそれ以上の就労の形態で11時間と、どちらかの選択が受けられるということになってきます。恐らくまだ具体

的な方針は示されてはおりませんが、料金形態も若干の変更というか、変わりがあるのかなというふうには解釈をしております。

3つ目なのですが、保育の定員や種類がふえるということが1つございます。例えば今までは施設型保育ということで、認定保育園とか認可保育園とかという施設型を進めてきました。ですけども、小規模保育、例えば定員が6名から19名とか、家庭的な保育、1名から5名の保育だとか、そういう新たな保育事業が導入されることになってきます。そういう点では、子どもが減る過疎地域の部分でも、その地域の実情に合わせた保育ができるのではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今いろいろ述べたと思うんですが、簡単に言いますと、これが子ども・子育て新制度の仕組みなんですね。児童福祉法24条の1項、それから児童福祉法の24条の2項というのがあります。政府の当初案では、児童福祉法第24条による市町村の保育実施義務が全面削除されていたんですね。ところが、国民の不満、不安、それから反対運動で24条がちゃんと残りました。改正された児童福祉法24条では、これまでのただし書きが削除されて、この2項になってきたわけです。

この2項が追加されたんですが、第1項は、市町村は、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないという市町村の保育実施義務を規定しています。一方、追加された第2項は、認定こども園など、または家庭的保育、こういう必要保育を確保するための措置を講じなければならないというふうになってきたわけですね。

そういう意味では、第2項というのは、非常に曖昧なんです。市町村の保育の実施義務の対象外になってしまう。認定こども園、幼稚園、そして小規模保育から家庭保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これは地域型保育というんですが、こういうような形で、こちらのほうは直接契約になってしまうんですね。これが、やはり多くの保護者の人たちは直接契約に対して十分に理解というか、不安を持っているということであるし、公的な保育を求める声というのはなくなっていないということだというふうに思います。

やはり保護者の間では、公的責任のある施設を求めているという傾向があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

それでは、今、佐藤議員さん、図をご紹介しますが、私と同じような形で答弁をさせていただきますが、保護者と施設が直接契約、市町村が保育の実施責任というふうにかかれております。先ほど私が述べたのは、ここで言う施設型保育というのが現に今ある認可保育所であり、認定こども園でありというふうに理解を、これはできると思います。その中で、新制度の中では保護者と施設が直接契約をしていくということにつきましては、やはり今まで幼稚園機能を持っていた施設がございます。当市にも3カ所ぐらいあるんですけども。その方については、

今までは3歳から5歳児までが認定をしていると。ところが今度認定こども園になれば、ゼロ歳児から5歳児まで、幼保連携の形で保育ができると。

1つこの今の契約の中でも、直接契約を認定こども園はやっていますが、市に準じた額で、あくまでも市がある程度の管理責任を負えという指導もございますので、準じた額で保育が実施されているというふうなこともございます。

さらに新制度の中で、6本ほど新たな条例を策定いたします。その1つにこの施設型保育の部分もあります。それから、地域型保育の小規模保育がございます。それはきちっと条例の中で定めて、それで国の交付金が受けられるような基準に沿えば給付金が受けられてくるというふうなことになろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今いろいろ説明しましたが、今言ったように、この施設型保育までは都道府県のレベルなんです、条例化というのは。ところが、地域型保育、小規模保育から家庭的保育というのは、これは市で条例化するということになると思うんです。今こういう小規模保育の実績のあるところがありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

地域型保育、小規模的な、保育的な、託児所的な部分が1カ所あるかなというふうには思っております。それはどのぐらいの人数が託児されているかという点については、私のほうでは把握をしておりますが、支援新制度になってからいろいろな事業所へのPRも含めた、保護者へのPRも含めて、広報なりで周知をしていきますから、その中ではっきりそういう点が出てくるかなというふうに思います。

また、もちろん条例で定めるわけですから、それは十分に配慮をしていただいて、その基準の中に沿った形での小規模保育を行っていただきたいというふうに指導はしていくつもりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

厚労省が5月26日に、いわゆる公定価格というものを公表しました。公定価格というのは、保育所なりそういう施設を運営するときどのくらいかかるかという積算したものです。そういう意味では、これがやっぱり条例化がどんどん迫られると思いますが、この条例化の時期については、今度は9月の議会が焦点になるかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

子ども・子育て支援事業の計画の策定もごございます。同時並行で9月の議会には条例案を提出していきたいというふうに努力はしてまいります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その前に、いわゆるニーズ調査をやりましたよね。そのニーズ調査のデータを後で提出していただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

○保健福祉部長（木村義雄君）

子育て支援策、先ほど市長のほうからもいろいろ答弁の中でありましたように、これからの国の重要な大きな課題となっている施策でもごございます。委員会を含めて、議会にも報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは次に、就学援助の制度の問題についてお伺いしますが、いわゆるこの就学援助については、要保護と準要保護がありまして、それは生活保護基準をもとにしているんですね。この今、生活保護基準を見直しするという、下がったわけですね。これについてどのように対応していますか。これは下がっても、生活保護基準が下がったとしても、それをフォローするというのが国の方向なんです、これについてご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

○教育部長（小松塚隆雄君）

就学支援制度におきます生活保護の基準、これにつきましてお答えをいたします。

ご指摘のように、就学支援制度につきましては、生活保護基準を参考に算定を行っております。昨年度、生活保護基準の改正によりまして、保護基準が引き下げられました。就学支援制度においては、これまでどおりですと生活保護基準が基礎となることから、あわせて引き下げることとなりますが、国庫補助金の扱いとなっております特別支援教育の就学奨励費、こちらにおきまして、引き下げ以前の生活保護基準を維持するというような国の見解が示されました。この中で、地方においても同様の措置を検討するということがございまして、本市の就学支援についても、同様に引き下げ以前の基準を維持することとしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、生活保護基準が下がったけれども、その分はきちっと国のほうでフォローするというですから、それについてはきちっと確保しているということだと思います。

ちょっと民生委員の関与の問題なんですけど、これは、私、何人かに聞いたんですよ。そうしたら、このことをわからないという方もいらっしゃいました。それから、三、四件あったけれども、書くところは、本人が書くところとほぼ同じようなことを書くと。何でこんな二重の無駄をしなければいけないのかというふうに言っていたんですよ。あとは、やはりこの申請をするときに、非常に民生委員という、これが一つひっかかるという方がいたんです。やはり根掘り葉掘り聞かれるという、そういう心配もあるでしょうけど、こういう意味では、もう民生委員の関与をやる、その分だけおくらせてしまうんですよ。もっとやりやすくするということが必要だということで、私はこれを必ず見直してほしいというふうに思います。

それと、今、ホームページでモデルケースを掲載していますね。それで、こういう広報をやっていますが、こういうモデルの収入、これについて学校当局なんかにも、そういう保護者にそのことを渡して説明していますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

○教育部長（小松塚隆雄君）

初めに、民生委員さんのほうの所見で、同じようなことを書く場合があるということですが、確かにそのようなケースもあるというふうに思います。しかし、先ほどの答弁の中でもお答えしましたように、所得の証明書等だけでは補足をできない当該年度中の急激な環境の変化ですとか、そういうものをより現場に近い形で見ていただく。なおかつ校長先生の意見とあわせて地域の実情に精通をした民生委員さんの所見をいただくというのは非常に貴重であるというふうに考えてございます。その民生委員さんにいろいろ聞かれることへの抵抗ということもございまして、民生委員さんはそういう点も専門的な知識ですとか、また接遇ですとか、そういうものについても研さんをされているというふうに理解をしておりますので、ひとつ同様なことをお願いをしたいというふうに考えてございます。

また、そのことによっておくらせてしまうということの懸念もあるようでございますが、そこはきちんと、場合によっては年度当初に遡及をいたしまして適用させているというような実態もございまして、ご理解をいただければと思います。

また、モデルケースの提示につきましては、議員ご指摘のように、昨年度からホームページのほうで公表をさせていただいております。この就学援助の活用ということにつきましては、年度当初に学校を通じて全家庭に案内を文書で送付させていただいております。児童を通じて配布をさせていただいておりますが、本年度は全家庭への案内文書の中にもモデルケースを追加して記載をいたしました。また、年度当初には、このような就学援助の事務について学校に説明をさせていただく機会もございまして、そういう中で当然理解をされているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

民生委員の関与の問題なんですが、実際には義務づけをしていないのは、龍ヶ崎とか土浦とか常総市、取手市、こういうところがあるんですよ。こういうところは、やはり適用率というのは高いんです、実態として。今、子育て支援として役割を果たすということを私は言っているし、もうそういう義務らしい政令もなくなったということですから、そういう手続上は学校側でもきちっと丁寧に対応しているのであれば、そういうふうな方向で考えるべきだというふうに思います。

それでちょっと聞きますが、今、いわゆる準要保護に対する就学援助が一般財源化されたというふうに聞きますが、この一般財源化されたのはいつからですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

○教育部長（小松塚隆雄君）

2005年3月の法律改正というふうに理解をさせていただきます。2005年ですので、平成17年になるかと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのときは、これ今まではどういう中身だったんですか、補助率。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

○教育部長（小松塚隆雄君）

大変申しわけありません。当時の補助率までは把握をしてございません。現在ですと、特別支援教育については補助がございまして、それは2分の1となつてございますが、その補助率についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その2分の1でございます。

私は、ちょっとこの非常に子たくさんで収入が大変な方がいるというお話を聞いたんです。この就学援助の話をしたんですが、学校側では説明がなかったと言っているんですよ。先生が親身になって、もう家庭の事情なんかもある程度わかるんじゃないかと思うんです。ここの、私の知り合いの知り合いの話ですが、子どもが5人ですよ、中学生が1人、あとは小学校4人です。こういうところでは、学校側の説明が十分でないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

○教育部長（小松塚隆雄君）

現状では、先ほど申し上げましたように、年度当初には必ず全家庭にということで文書の配布をお願いしておりますし、学校側にもその事務の手続等については説明を申し上げます。

たまたまそういう事例もあったのかと思いますので、今後学校への説明等に当たりましては、その日常的な学校生活の中での各先生方の気がついた点等も考慮に入れて説明をされるように協議をしていきたいというように思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

茨城新聞で、今、全児童・生徒に占める対象者の割合が過去最多の16%になったと言っているんですよ。当市は5%ぐらいでしたよね。そういう点では、ほかのところは、今高いところを言いましたが、10%を超えているんですよ。5%と10%とは全然違いますね、2倍ですよ。

それで、実際には当市は準要保護の認定は所得基準の生活保護基準の何倍でしたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松塚隆雄君。

○教育部長（小松塚隆雄君）

1.3倍でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この1.3倍よりも高い自治体があるんです。つくば市とか、それから水戸市。つくば市は1.5かな。つくば市が1.5で水戸市が1.4、茨城町も1.4ということになっているんです。こういうことも、子育て支援の大きな柱とすべきだと思いますが、これは市長のほうの答弁でいいですかね。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基準の見直し等も含め、あるいは民生委員の関与も含め、もう1回精査して対応していきたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでちょっと時間が非常になくなってきてしまうので、なんですが、行きどまりの道路の話なんですが、現時点の調査結果はどうですか。固定資産税の問題。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

行きどまり私道の筆数及び税額につきまして、26年度当初課税段階のものを申し上げます。

全筆数で261、課税額にしまして34万1000円でございますが、いわゆる名寄せを行いまして、免税点を越えたもの、いわゆる実際の課税額ということになりますが、こちらで申し上げますと、納税義務者96件で税額にしまして14万1000円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなり少ない納税額ですよ。そういう点では、土浦市に倣って、やっぱり考えるべきだというふうに思います。

石岡市のほうは調査しましたか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

石岡市につきましても、2戸以上というような規定を設けているということを確認しました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

近隣ですからね、そういうことを考えれば、もう調査をしたってすぐわかるわけですから、そのことでもう重箱の隅をつつくような固定資産の取り方はやめたほうがいいと思いますが、市長どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

よく検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、ちょっと時間がありませんので、水道問題について確認をしたいと思います。

県中央から受水量の増加で、これまでは日量、1日1,400トン、立米をトンにします。面倒くさいですから。とんでもないなんてね、で契約している。それで、そうすると1トン当たり幾らなのか。

あと、当初出島では県との実施協定4,200トン、この場合幾らなのか。

さらに、宮嶋市長が20数年前に出島村長だったときに、東口開発事業を根拠に2,500トンを追加し6,700トンになりました。この場合の原価は幾らなのか。

そして今回、2,100トンに増量したという場合の原価、それぞれの試算結果を報告してください。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

現行の水道料金を踏まえての試算となります。平成23年度は契約水量1,400トン、決算で給水原価は244.5円、契約水量4,200トンにした場合に、282.8円。それと、6,700にした場合は317.3円でございます。それと、平成26年度は契約水量は2,100トンに増量してございます。253.7円で

ございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私も事前にその部分を確認しておりましたが、実際には、これは今の県からの供給単価が変わらないということが前提なんです。八ッ場ダムだとか、特に霞ヶ浦導水事業が始まったら、いわゆる建設仮勘定ががばっとその負担となってあらわれてきますから、あくまでも仮定であって、実際にはもっと大変な状況になる。

それでは、当市の供給単価、どのぐらいで水を皆さんに売っていますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらは平成24年度の決算の数値になります。

供給単価227.4円、給水原価244.5円、その差は17.1円でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、逆ざやだということですね。売っている水のほうが逆に、こちらのほうの原価のほうが高いという結果だということだと思えますけれども、そうですね。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これが実際に今、水道所長が積算をして、私もチェックをしてやったものです。

今現在は1,400トン、これが244.5円ですね。これが2,100トンに平成26年ですと253.7円です。それが4,200トンという当初の実施協定だと282.8円、どんどん上がります。6,700トンになったら大変なことになります、317.3円です。これが実際なんです。ですから、このまま霞ヶ浦導水事業なんか進めたら、県の中央広域用水事業の単価は高くなると。水道料金の値上げは必至だというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、契約水量をふやしていくにつれまして、現行を踏まえて計算しますと、原価はかなり上がるということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、施設見合いだ、施設見合いだとよく言うんですが、今霞ヶ浦導水事業を始めると、完成したときは24万トンなんですね、合計で。それで、今は施設見合いで7万8000トンだと。それを分けて当市は2,100トンにしましょうとなりましたが、これ結構ばらつきがあるというふうに聞きますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、7万8000トンの施設見合いの水量の契約でございますが、こちらの契約水量と現在の契約水量を比較した場合でございます。施設見合い水量に満たない市町村と、現在この契約水量を超えて受水している市町村がございます。ただ、水道料金値下げの要望につきましては一致しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと施設見合いというのがよくわからないと思いますので、傍聴者にも我々にもわかるように言っていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

施設見合い水量につきましては、現在24万トンの協定を行っておりますが、7万8000でございます。こちらを割り返しまして、現在の協定水量に掛けたところで施設の見合い水量というものをつくっているところでございます。

○8番（佐藤文雄君）

いや、施設見合いという意味がよくわからないから。どういうことなのか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

7万8000トンの施設が最終だと仮定した場合に、各市町村の今の契約水量がどのくらいの割合で契約しているかというような計算でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際は、水を供給するためには施設をつくらなければいけないんですよ。その施設を、今つくっているんだけど、実際は7万8000トンの施設で今はとまっているということなんですよ。それを各市町村に配分していると。

今度は、霞ヶ浦導水事業をやると24万トンなんですよ。それを、今度は施設見合いで24万トンの施設をつくらうとすることになるわけですね。こういう24万トンの施設をつくらうとしていますか、県は。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

現在中央水道におきましては、24万トンを想定した敷地をまず確保してございます。それと、各事業体への送水管の布設につきましても、24万トンを送水できる関係を計算いたしまして、それで既に布設が完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことであります。

それでちょっとお尋ねしますが、今、事業認可の問題で、かすみがうらでは水道を合併時創設の認可を受けていると思いますが、この中身をちょっと教えていただけますか。給水人口は何人で1日最大水量は幾つか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

かすみがうら市水道事業は、合併時に創設認可を受けております。計画給水区域内人口は4万6200人、計画1日最大給水量は1万7600トンでございます。この最大給水量につきましては、料金収入のもとになります有収水量と消防、漏水などのように料金徴収の対象とならないもの、こちらは無収水量といいますけれども、こちら両方を含んだものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、1日最大給水量の1万7600トン、これは水源、根拠、内訳はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

認可における1万7600トンの水源手当てといたしましては、確実な水源手当て確保が求められております。本事業におきましては、水源といたしましては、地下水と県水道、用水供給事業からの受水の2つでございます。確定水量は、霞ヶ浦地区4,100トン、千代田地区2,800トン、残りの不足する分を県西用水の4,600トンと県中央6,700トンで手配するというものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地下水があって、足りない分を県西と県中央から持ってくると。でもこれ計算すると1万8200トンになりますね。1万7600と違います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

確かに合計いたしますと1万8200トンになります。こちらにつきましては、合併したときの認可をそれぞれ千代田と霞ヶ浦のものを足しての認可というところでございます。それぞれが水源手当てをしておきました。それを足しての数字でございます。確実な水源が確保されているということだと思います。私はちょっとそれ以上のことは、申しわけありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何かよくわからないような説明で、何かかなり余ってしまっている。これはだって人口だって4万6200だもんね。それで1日最大給水量が1万7600でしょう。すごい状況ですよ、今この時点でも。

それで、24年度の決算で最大給水量はどのぐらいですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

平成24年度決算におけます1日最大給水量は1万3348トンでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると1人1日当たり幾らですか、この最大使用量は。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

318リットルでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ、人口が4万1700……。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

申しわけありません。320でございます。失礼いたしました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、千代田と霞ヶ浦が合併したときに、これまで一番1日最大供給水量が高かったのはどのぐらいですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

合併してから最も給水量が多かったのは平成19年11月26日の1万5374トンでございました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、このパネルをごらんいただきたいと思うんですが、これ2007年に改定した長期水需要計画、水のマスタープランなんです。

これ2020年、1日最大供給水量を450リットルにしているんですよ。今、かすみがうらで320ですよ。450ですよ、これ。

それから、実際には10年前から40リットルを下回っている。1日最大給水量も99万8000トンという状況で、計画値が143万1000トン。実に1.4倍なんです。しかし一方で、2011年の改定の県の総合計画では、人口が285万人にしているんですね。2035年には240万から255万に減少と予測したと。いかに過大かわかるというふうに思います。これを見ても、現実合っていない。しかし、この水のマスタープランはもう見直さないとやっているんですね。これは問題だというふうに思います。

それで、お聞きしますが、当市は人口が4万6200でございます、この当初の合併時のですね。そうすると、今は5月1日現在は4万2263人なんですね。そうすると、実際には6年後、2020年

を仮定すると、4万1000人と仮定すると、1人最大給水量が320リットルとなりますので、そうすると1日最大給水量は1万3124トンになるんですよ。そうすると実際には、計算すると、県の中央用水事業からの水は必要なくなるんですね。そういう意味では、2,100トンも必要ないくらいになってしまうんですが、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

将来予測といたしまして、人口減少、それと節水などの影響がございまして、かなり収益の減少につながるというところかと思えます。

今、議員おっしゃいました数字、事前にいただきまして検討させていただきました。議員のおっしゃるとおりかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がありません。最後に、霞ヶ浦導水事業の1つの目的が水開発です、24万トン。このままいったら大変なことになりますが、やはり見直しをするということが必要だと思えますが、市長の答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦導水事業は、多目的で飲料水だけではありませんので……

[佐藤議員「まず水のこと」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

水の話ね。

[佐藤議員「次の事は次に回してね」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

水の問題であります、導水事業はいわゆる国交省の関東整備局、霞ヶ浦導水事業の再評価の中で事業の評価としては必要だと、こういうふうに言っているわけですから……

[佐藤議員「必要じゃないでしょうと言っているんだよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

必要じゃないでしょうという話もあるんで、だけれども、私がつくっているわけじゃないんで、先方が……

[佐藤議員「違う、だから、上のほうに言わなければいけない、見直しを
しなさいと言って……」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

だから、私らは要らないよということを言っているわけです、要らないよと。だから、見直しをしてくれよと、こういうふうにおっしゃるので、そこはご心配なく、ちゃんと伝えてありますので、大丈夫でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月3日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時05分